

令和7年第2回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号（3月7日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
諸般の報告	5
村長挨拶	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案第3号～議案第12号の上程、説明	8
議案第13号～議案第21号の上程、説明	10
議案第22号～議案第29号の上程、説明	18
議案第30号の上程、説明	24
一般質問	25
北 條 利 雄 君	25
緑 川 茂 君	37
青 戸 義 之 君	42
本 郷 弘 義 君	43
遠 藤 貴 人 君	45
散会の宣告	53

第2号（3月13日）

議事日程	55
------	----

本日の会議に付した事件	57
出席議員	58
欠席議員	58
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	58
職務のため出席した者の職氏名	59
開議の宣告	60
諸般の報告	60
議事日程の報告	60
議案第3号～議案第12号の質疑、討論、採決	60
議案第13号～議案第21号の質疑、討論、採決	62
議案第22号～議案第29号の質疑、討論、採決	65
議案第30号の質疑、討論、採決	79
発議第1号の上程、趣旨説明、質疑、討論、採決	80
請願第1号の審査結果の報告、質疑、討論、採決	81
議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	82
日程の追加	83
発議第2号の上程、採決	83
議案第31号～議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
諮問第1号の上程、説明、採決	87
同意第1号の上程、説明、採決	88
閉会の宣告	89
署名議員	91

第 2 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和7年第2回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

令和7年3月7日(金曜日)午前10時開会

日程第1 村長挨拶

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 議案第3号 鮫川村に生息する希少野生動植物を保護する条例

提案理由の説明

日程第5 議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

提案理由の説明

日程第6 議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第7 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第8 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第9 議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第10 議案第9号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第11 議案第10号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第12 議案第11号 鮫川村村営バス事業特別会計条例を廃止する条例

提案理由の説明

日程第13 議案第12号 鮫川村村営バス財政調整基金条例を廃止する条例

提案理由の説明

日程第14 議案第13号 令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）

提案理由の説明

日程第15 議案第14号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）

提案理由の説明

日程第16 議案第15号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）

提案理由の説明

日程第17 議案第16号 令和6年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第18 議案第17号 令和6年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）

提案理由の説明

日程第19 議案第18号 令和6年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）

提案理由の説明

日程第20 議案第19号 令和6年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第21 議案第20号 令和6年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）

提案理由の説明

日程第22 議案第21号 令和6年度鮫川村集体排水事業会計補正予算（第3号）

提案理由の説明

日程第23 議案第22号 令和7年度鮫川村一般会計予算

提案理由の説明

日程第24 議案第23号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

提案理由の説明

日程第25 議案第24号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算

提案理由の説明

日程第26 議案第25号 令和7年度鮫川村介護保険特別会計予算

提案理由の説明

日程第27 議案第26号 令和7年度鮫川村学校給食センター特別会計予算

提案理由の説明

日程第28 議案第27号 令和7年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算

提案理由の説明

日程第29 議案第28号 令和7年度鮫川村簡易水道事業会計予算

提案理由の説明

日程第30 議案第29号 令和7年度鮫川村集落排水事業会計予算

提案理由の説明

日程第31 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（有限会社 鹿角平観光センター）

提案理由の説明

日程第32 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	窪木浩一君	2番	本郷弘義君
3番	青戸義之君	5番	森田重男君
6番	森隆之君	7番	遠藤貴人君
8番	北條利雄君	9番	緑川茂君
10番	前田武久君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	宗田雅之君	副村長	鈴木大介君
教育長	藤田充君	総務課長	矢吹かおり君
住民福祉課長	齋藤利己君	農林商工課長	我妻正紀君
地域整備課長	鈴木隆寛君	教育課長	渡邊敬君
村づくり推進室長	船木博枝君	代表監査委員	森洋君

會計兼
會管理
者出納
室長
鈴木千鶴子君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長
古館甚子
書記
鈴木庄悟

◎開会の宣告

○議長（前田武久君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第2回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田武久君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田武久君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田武久君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長、教育委員会教育長及び代表監査委員に出席を求めました。

2月21日、東白衛生組合第1回定例会が開催され、組合議会議員の森田重男議員より別紙のとおり議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

また、同日、白河地方広域市町村圏整備組合第1回議会定例会が開催され、組合議会議員の議長、副議長より、別紙のとおり議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

受理しました請願・陳情は、配付しております請願・陳情等文書表のとおりであります。

次に、出張関係であります。お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（前田武久君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（前田武久君） 日程第1、村長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。
村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第2回議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中ご参集賜りましたこと誠にありがとうございます。

定例会開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、岩手県大船渡市で発生しました大規模山林火災に対しまして、衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、皆様のご無事と一日も早い鎮火、そして再興をお祈りいたします。このたびの大船渡市で発生した山林火災は、600ヘクタールを焼き、住宅地にも延焼し、いまだ鎮火しないのが現状であります。原因は特定されておりませんが、改めて山林火災の恐ろしさを痛感しているところであります。本村におきましても、昭和62年4月に大規模な山林火災を経験しました。改めて山林火災の恐ろしさを再認識させられたところでもあります。さらなる火災予防、警戒警備活動、防火訓練などの徹底と、ふだんからの防災意識の高揚を図ってまいりたいと思います。

さて、村を未来永劫に継続していくのには、人口減少対策は最重要課題であり、昨年度は、誘客を図るための景観の整備、新たな商品の開発、都会の養育世代のご家族が自然豊かな村の環境の中で、子供たちを保育園に通わせながら家族で滞在するという、暮らし体験事業であります県内初の保育園留学など、関係人口による定住人口の拡充を図ってきたところがあります。また、以前から進めてきました、まめで達者な村づくり事業、景観にやさしい循環型農業の取組が評価され、第12回グッドライフアワードにおきまして、県内初の環境大臣賞を受賞することができました。本当に名誉なことであり、さらに推進を図り、里山景観、食の安全安心と併せて農業の振興を図っていきます。

新年度におきましても、定住人口の維持拡充のためのさざり荘周辺への紅葉の植栽など、様々な事業の展開と、子供たちに夢と希望を抱いていただけるような環境と一体化した小中義務教育学校設立に向けての計画の推進、また、村の基幹産業であります農業の推進と振興により、食の安全安心、癒しの空間であります田園風景の確保など、環境に特化した事業の推進、さらには年々高齢化が進み、高齢者だけの家族、高齢者の単身化が予想される中であ

りますので、認知機能の維持向上と、防犯防災のためにも集合住宅などの検討など、村民の皆様と一体となって村づくりを進めていきますので、議員の皆様にもご理解とご協力をお願いいたします。

本議会におきましては、条例案10件、補正予算9件、予算案8件、その他1件提案しておりますので、議員の皆様には慎重審議をお願いいたしまして、冒頭の挨拶といたします。

○議長（前田武久君） これで村長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田武久君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

8番 北 條 利 雄 君 及び

9番 緑 川 茂 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田武久君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） 去る2月25日午後3時より議会運営委員会を開催し、令和7年第2回鮫川村議会定例会の運営について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に提出されます案件は、村長提出議案28件、請願のありました福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、所管の総務文教常任委員会へ付託いたします。このほか陳情書等を受け付けましたが、鮫川村議会の運営に関する基準第129条の規定により、その写しを議員配付することにいたしました。

また、一般質問ですが、5名9件の通告がございました。いずれも通告どおり質問を許可するべきものと認めます。

会期につきましては、本日3月7日から13日までの7日間とし、日程については、お手元

に配付してあります日程表のとおりでございます。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（前田武久君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月13日までの7日間と決定いたしました。

◎議案第3号～議案第12号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第4、議案第3号 鮫川村に生息する希少野生動植物を保護する条例から日程第13、議案第12号 鮫川村村営バス財政調整基金条例を廃止する条例までの10議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第3号から議案第12号までの10議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

初めに、議案第3号 鮫川村に生息する希少野生動植物を保護する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、今年度実施した良好な環境創出活動推進モデル事業において、村内の希少生物が明らかになったことから、希少な野生生物の保護を通じて持続可能な生態系を構築し、将来へ継承保護していくことを目的に条例を制定しようとするものであります。

次に、議案書の5ページをご覧ください。

議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係

法律の整理等に関する法律の施行に伴い、刑法における懲役及び禁錮に代えて拘禁刑が創設されたため、関係する条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が示され、超過勤務の免除の対象となる子の年齢の範囲の拡大や、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備など、対応する民間労働法制の施行日である令和7年4月1日から遅滞なく実施することとされていることから、関係する条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、条例中引用している条項について条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、村営バス運営審議会の廃止に伴い、特別職の非常勤職員である村営バス運営審議会委員について削除をするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の11ページをご覧ください。

議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、職員の給料表について、3級以上の給料月額を最低水準を引き上げるとともに、扶養手当について今後2年間で配偶者に係る手当を段階的に廃止し、子に係る手当を段階的に増額するとすることのほか、寒冷地手当の支給や、管理職員特別勤務手当の該当勤務時間の変更など、関係する条例について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案書の23ページをご覧ください。

議案第9号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正により、国民健康保険税のうち基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、5割及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得についても引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案書の24ページをご覧ください。

議案第10号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

鮫川村消防団組織定数検討委員会から答申を受け、定数を230名から200名に改めるとともに、出動報酬を見直し、より実態に即した報酬となるよう条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案書の25ページをご覧ください。

議案第11号 鮫川村村営バス事業特別会計条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

村営バスの運行形態を業務委託に変更したことに伴い、特別会計として独立経理の必要性がなくなったことから、条例を廃止するものであります。

次に、議案書の26ページをご覧ください。

議案第12号 鮫川村村営バス財政調整基金条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

鮫川村村営バス事業特別会計の廃止に伴い、基金条例を廃止するものであります。

以上で、議案第3号から議案第12号の説明とさせていただきます。

提案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第13号～議案第21号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第14、議案第13号 令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）から、日程第22、議案第21号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第3号）までの9議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第13号から議案第21号までの9議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の令和6年度一般会計及び特別会計補正予算の各科目の減額補正につきましては、主に事業の完了に伴い予算を整理するためのものでありますので、詳細な説明を省略させていただきます。

各会計の補正予算の事業費、内訳等につきましては、議案書及び歳入歳出、補正予算、事項別明細書をご覧ください。

なお、これらを用いた議案の詳細につきましては、鈴木副村長からご説明申し上げます。

○議長（前田武久君） 副村長、鈴木大介君。

〔副村長 鈴木大介君 登壇〕

○副村長（鈴木大介君） 初めに、議案第13号 令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の27ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額38億9,453万5,000円に対し、今回4,208万6,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を39億3,662万1,000円とするものであります。

以下、事項別明細書でご説明いたします。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

10款地方交付税、1項1目1節地方交付税1億2,170万8,000円を増額につきましては、令和6年度普通交付税及び震災復興特別交付税の交付額の決定によるものであります。

4ページをご覧ください。

14款国庫支出金、1項3目1節公共土木施設災害復旧事業費負担金6,181万6,000円を増額につきましては、村道内ケ竜・滝ノ下線地滑り災害復旧工事に対する国庫負担率が当初の66.7%から89.1%にかさ上げされたことにより増額するものであります。

6ページをご覧ください。

17款寄附金、1項1目1節地域振興費寄附金220万円の増額につきましては、ふるさと納税を受け入れるものであります。

同じく2節その他寄附金40万円の増額につきましては、地方創生応援税制寄附金といたしまして、企業版ふるさと納税を受け入れるものであります。

18款繰入金、1項4目1節村営バス事業特別会計繰入金1,358万6,000円を増額につきましては、村営バス財政調整基金廃止に伴い、基金の残金を一般会計へ繰り入れるものであります。

7ページから8ページをご覧ください。

21款村債、1項各目の減額につきましては、事業費の決定によるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

2款総務費、1項5目財産管理費、7節報償費55万円及び11節役務費4万5,000円の増額につきましては、ふるさとづくり寄附金の増に伴うふるさと納税返礼品等の費用に係るものであります。

同じく24節積立金1億6,578万6,000円の増額につきましては、財政調整基金、公有施設整備基金、教育施設整備基金、ふるさとづくり基金に積み立てるものであります。

11ページをご覧ください。

同じく6目企画費、27節繰出金410万円の減額につきましては、村営バス事業特別会計の繰出金不用額を減額するものであります。

同じく8目諸費、10節需用費102万6,000円の増額につきましては、防犯灯修繕料を増額するものであります。

12ページをご覧ください。

同じく9目情報推進費、18節負担金、補助及び交付金821万円の減額のうち、地域活性化起業人負担金780万円につきましては、当初2名分で計上しておりましたが、1名、9か月での契約になったことによるものであります。

同じく11目物価高騰重点支援地方創生臨時交付金事業費、10節需用費8万6,000円、11節役務費11万4,000円、12節委託料80万円の増額につきましては、令和6年度に実施いたしました所得税の定額減税給付金の支給額に不足が生じる方を対象とした不足額給付金給付事業に要する事務経費を計上するものであります。

18節負担金、補助及び交付金1,250万円の減額につきましては、事業費確定に伴い、非課税世帯支援給付金180万円及び定額減税調整給付金2,970万円を減額し、新たに不足額給付金といたしまして1,900万円を増額するものであります。

16ページをご覧ください。

4款衛生費、1項1目保険衛生総務費、18節負担金、補助及び交付金91万2,000円の増額のうち、埴厚生病院救急医療体制支援負担金88万8,000円につきましては、追加負担金分として計上するものであります。

同じく19節扶助費46万6,000円の増額につきましては、児童等医療費の助成額が見込額を

上回ったことから計上するものであります。

18ページをご覧ください。

7款商工費、1項1目商工業振興費、18節負担金、補助及び交付金のうち、19ページをご覧くださいまして、きぎょう支援事業費補助金40万円の増額につきましては、見込みを上回る申請額となったことから不足額について計上するものであります。

21ページをご覧ください。

10款教育費、2項1目学校管理費、10節需用費20万2,000円の増額につきましては、小学校防火シャッターの修繕に要する経費を計上するものであります。

同じく3項1目学校管理費、10節需用費30万7,000円の増額につきましては、中学校施設の燃料費、光熱水費の高騰により増額するものであります。

23ページをご覧ください。

同じく6項2目体育施設費、12節委託料135万9,000円の増額につきましては、さめがわスポーツクラブの指定管理料における人件費及び光熱費について、不足が見込まれることから増額補正するものであります。

次に、議案書のほうです。議案書の32ページをご覧ください。32ページになります。

第2表、繰越明許費につきましてご説明申し上げます。

記載の6事業につきましては、国の補正予算を財源にするなどの事情により、令和7年度に繰り越す見込みのあるものとなっております。右側に記載の金額は、それぞれの事業の上限額としてご決定いただくものであります。

次に、議案書33ページをご覧ください。

第3表、地方債補正につきましてご説明申し上げます。

各地方債につきましては、事業費の確定などにより補正するものであります。

続きまして、各特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

議案第14号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の34ページ、そして事項別明細書の28ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額5億721万7,000円に対し、今回192万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を5億914万1,000円とするものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の29ページをご覧ください。

3 款県支出金、1 項 1 目保険給付費等交付金、2 節特別交付金159万3,000円の増額につきましては、ヘルスアップ事業に係る交付金確定に伴う保険者努力支援分100万6,000円の減及びへき地直営診療施設運営費194万9,000円の増など、特別調整交付金259万9,000円の増額によるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

30ページをご覧ください。

8 款諸支出金、2 項 1 目直診診療施設勘定繰出金、27 節繰出金194万9,000円の増額につきましては、県からの交付金額の確定により増額するものであります。

続きまして、議案第15号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の36ページ、事項別明細書の33ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額6,072万5,000円に対し、今回17万8,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を6,054万7,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の34ページをご覧ください。

1 款診療収入、1 項外来収入につきましては、各目に記載のとおり増減はありますが、合計で14万8,000円、同じく2 項その他診療収入につきまして50万1,000円それぞれ見込みよりも増収となるための増額補正であります。

3 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金430万円の減額につきましては、運営費繰入金を減額するものであります。

同じく2 項 1 目 1 節事業勘定繰入金194万9,000円の増額につきましては、県からの特別調整交付金を事業勘定から繰り入れるものであります。

6 款県支出金、1 項 1 目 1 節診療所費補助金152万4,000円の増額につきましては、医療施設等物価高騰対策支援金33万3,000円及びエックス線装置画像処理等機器購入に対する補助金といたしまして、地域医療提供体制強化事業費119万1,000円を増額するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

35ページをご覧ください。

2 款医業費、1 項 1 目医療用機械器具費、13 節使用料及び賃借料25万3,000円の減額につきましては、医療用酸素装置等借料の不用額について減額するものであります。

続きまして、議案第16号 令和6年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）に

つきましてご説明申し上げます。

議案書の38ページ、事項別明細書の39ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額1,045万2,000円に対し、今回933万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を1,978万2,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の40ページをご覧ください。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金410万円の減額につきましては、事業費の確定による減額。

同じく2項1目財政調整基金繰入金1,358万6,000円を増額につきましては、村営バス財政調整基金廃止に伴い、基金の残額の全額を繰り入れるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

41ページをご覧ください。

1款総務費、1項1目村営バス事業費の各科目におきまして、不用額を減額するものであります。

同じく2目財産管理費、27節繰出金1,358万6,000円を増額につきましては、村営バス財政調整基金廃止に伴い、繰り入れた基金の全額を一般会計に繰り出すため、増額するものであります。

続きまして、議案第17号 令和6年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の40ページ、事項別明細書の43ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額5億3,665万4,000円に対し、今回1,827万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を5億1,837万5,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の44ページから45ページをご覧ください。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料の総額321万5,000円の減額につきましては、保険料の徴収見込みによるものであります。

2款国庫支出金、3款支払基金交付金、4款県支出金の各科目の補正につきましては、介護給付費等の実績見込みに対する交付額の確定によるものであります。

6款繰入金、2項1目1節介護給付費準備基金繰入金1,162万7,000円を増額につきましては、歳出予算の保険給付費に充てるため繰り入れるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

46ページから48ページをご覧ください。

2款保険給付費の各項各目におきます増減額は、給付費の見込みにより補正するものであります。今回の補正予算におけます保険給付費の減額の合計は1,631万6,000円となっております。

4款地域支援事業費、2項1目介護予防・生活支援サービス事業費200万円の減額につきましては、事業費の見込みによるものであります。

続きまして、議案第18号 令和6年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書の42ページ、事項別明細書の49ページをご覧ください。

補正前の予算総額1億663万8,000円に対し、今回464万6,000円を減額し、補正後の予算総額を1億199万2,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の50ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金、1項1目1節運営費負担金167万4,000円の減額及び2款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金297万2,000円の減額につきましては、運営費の確定による減額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費の各科目におきまして、不用額を減額するものであります。

続きまして、議案第19号 令和6年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の44ページ、事項別明細書の51ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額4,398万5,000円に対し、今回4万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を4,402万6,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の52ページをご覧ください。

4款諸収入、3項1目1節雑入4万1,000円を増額につきましては、令和5年度後期高齢者医療広域連合負担金返還金を増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

3款諸支出金、1項1目保険料還付金、22節償還金、利子及び割引料5万円の増額につきましては、令和5年度保険料等負担金確定に伴う特別徴収分追加負担金を増額するものであります。

続きまして、議案第20号 令和6年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の46ページ、補正予算実施計画の53ページをご覧ください。

収益的収入の補正前の既決予定額6,748万6,000円に対しまして、今回179万円を増額し、補正後の予算総額を6,927万6,000円とし、資本的支出の補正前の既決予定額4,469万4,000円に対し、今回24万8,000円を減額し、補正後の予算総額を4,444万6,000円とするものであります。

補正予算明細書54ページをご覧ください。

収益的収入の補正予算につきましては、1款簡易水道事業収益、1項1目給水収益におきまして水道使用量179万円を増額するものであります。

資本的支出の補正予算につきましては、1款資本的支出、1項1目施設改良費におきまして、水道施設等機器更新工事請負費の不用額24万8,000円を減額するものであります。

続きまして、議案第21号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の47ページ、補正予算実施計画の55ページをご覧ください。

収益的収入の補正前の既決予定額2,794万8,000円に対し、今回20万7,000円を増額し、補正後の予算総額を2,815万5,000円とし、収益的支出の補正前の既決予定額3,662万4,000円に対し、今回23万2,000円を減額し、補正後の予算総額を3,639万2,000円とするものであります。

補正予算明細書56ページをご覧ください。

収益的収入の補正予算につきましては、1款集落排水事業収益、1項1目集落排水使用料におきまして20万7,000円を増額するものであります。収益的支出の補正予算につきましては、1款集落排水事業費用、1項2目処理場費におきまして、光熱水費23万2,000円を減額するものであります。

以上、議案第13号から議案第21号までの9議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第22号～議案第29号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第23、議案第22号 令和7年度鮫川村一般会計予算から日程第30、議案第29号 令和7年度鮫川村集落排水事業会計予算までの8議案を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第22号から議案第29号までの8議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

令和7年度当初予算の編成に当たりましては、令和7年度予算編成方針に基づき、事業予算を計上させていただきました。本村の施策として根幹をなすべき交流人口、関係人口の創出、公立学校等複合施設の整備など、持続可能な鮫川村の創造を目指す予算編成を行ったところであります。

当初予算の事業費内訳等につきましては、議案書及び令和7年度一般会計、特別会計、公営企業会計予算書及び予算説明書をご覧ください。

これを用いた議案の詳細につきましては、鈴木副村長からご説明申し上げます。

○議長（前田武久君） 副村長、鈴木大介君。

〔副村長 鈴木大介君 登壇〕

○副村長（鈴木大介君） 説明に当たりましては、令和7年度一般会計、特別会計、公営企業会計予算書及び予算説明書にてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第22号 令和7年度鮫川村一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、第1条に記載のとおり34億9,400万円であります。前年度比4億4,900万円の増額となっております。

次に、7ページをご覧ください。

第2表地方債につきましてご説明申し上げます。

なお、各地方債の詳細につきましては、26ページをお開きいただきまして下段の21款1項村債をご覧ください。

まず、1目辺地対策事業債1億210万円につきましては、林道木之根線橋梁補修事業など4事業に充てるものであります。

次に、27ページをご覧ください。

2目過疎対策事業債1億500万円につきましては、村道橋梁修繕事業など4事業に充てるものであります。

次に、3目緊急防災・減災事業債4,130万円につきましては、気象観測クラウドシステム導入事業など2事業に充てるものであります。

次に、4目緊急自然災害防止対策事業債4,080万円につきましては、水口地区農業用水路修復事業に充てるものであります。

8ページにお戻りください。

一般会計の歳入歳出予算事項別明細書についてご説明いたします。

令和7年度の当初予算総額につきましては、前年度当初予算額と比較いたしますと、歳入歳出の各合計欄のとおり4億4,900万円、率にいたしまして14.75%の増となっております。歳入予算におけます村税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入のいわゆる自主財源につきましては6億8,380万7,000円、予算総額の約19.6%を占めており、前年度よりも約2,960万4,000円の増となっております。また、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、村債などのいわゆる依存財源につきましては28億1,019万3,000円、予算総額の約80.4%を占めており、前年度と比較いたしますと約4億1,939万6,000円の増となっております。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

10ページをお開きください。

1款村税、1項村民税は、合計1億880万2,000円を見込んでおり、令和6年度当初予算と比較いたしますと360万5,000円の減額となっております。

また、2項固定資産税につきましては、主に償却資産の増により1億5,287万6,000円を見込んでおり、前年度比1,926万7,000円の増となっております。

3項軽自動車税から5項入湯税までは前年度と同額を見込んでおります。

11ページをご覧ください。

2款地方譲与税につきましては、2項自動車重量譲与税においては3,000万円を見込んでおり、前年度比300万円の増、3項森林環境譲与税につきましては2,500万円を見込んでおり、前年度比700万円の増となっております。

13ページをお開きください。

10款地方交付税につきましては16億2,341万7,000円を見込んでおり、前年度比4,966万6,000円の増となっております。

16ページから17ページをご覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、主に1目総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金の増などを見込んでおり、1億5,644万6,000円、前年度比1,557万4,000円の増額となっております。

19ページをご覧ください。

15款県支出金、2項県補助金につきましては、20ページをお開きいただきまして、主に6目教育費県補助金の県立高等学校空き校舎等利活用支援事業費補助金の増などを見込んでおり、4億2,622万9,000円、前年度比1億8,595万5,000円の増となっております。

23ページをご覧ください。

18款繰入金、2項基金繰入金につきましては、主に4目公有施設整備基金繰入金の本庁舎等改修基本・実施設計事業費の増などにより、24ページの計の欄になりますが、2億8,634万円、前年度比1,583万7,000円の増となっております。

次に、歳出予算についてであります。

先月20日に開催いたしました議会全員協議会におきまして、一般会計予算の主要な事業につきまして、その概要を説明させていただきましたので、お手元に配付いたしました議案要旨に添付の令和7年度一般会計当初予算案主要事業調書、特別会計、公営企業会計当初予算案概要調書をご覧ください。ことで説明は省略させていただきますのでご了承ください。

続きまして、各特別会計についてご説明申し上げます。

107ページをご覧ください。

議案第23号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算につきましてご説明を申し上げます。

111ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は5億248万9,000円、前年度比8,602万3,000円の増となっております。

112ページをご覧ください。

国民健康保険の被保険者の状況につきましては、1款国民健康保険税の表、欄外に記載のとおり、世帯数が423世帯、被保険者数は666人となっており、前年度比35世帯、96人の減を見込んでおります。

また、1人当たりの保険税額は14万3,138円、前年度比1万9,934円の増となりますが、保険税の本算定につきましては、村の国民健康保険事業の運営に関する協議会において審議され、6月の議会定例会において決定いただくこととなっております。

続きまして、126ページ、議案第24号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算につきましてご説明を申し上げます。

128ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は5,214万7,000円、前年度比389万3,000円の減となっております。

129ページをご覧ください。

歳入につきましては、1款診療収入、1項外来収入2,853万8,000円、前年度比120万円の減となっております。

131ページをお開き願います。

歳出の主なものにつきましては、1款総務費、1項施設管理費におきまして、132ページの計の欄になりますが、主に職員の人件費の減により3,607万9,000円、前年度比97万8,000円の減となっております。

133ページをお開きください。

2款医業費、1項医業費におきまして、備品購入費が皆減となったことなどにより、1,517万4,000円、前年度比315万円の減となっております。

続きまして、137ページをご覧ください。

議案第25号 令和7年度鮫川村介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

140ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額は5億4,048万6,000円、前年度比1,131万6,000円の増となっております。

141ページをご覧ください。

歳入につきましては、1款保険料、1項介護保険料1億617万7,000円、前年度比102万5,000円の減となっております。

147ページをお開きください。

歳出につきましては、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費から、150ページ、6項特定入所者介護サービス等費までの各項、各目におきまして4億8,305万3,000円、前年度比1,064万6,000円の増となっております。

続きまして、157ページをご覧ください。

議案第26号 令和7年度鮫川村学校給食センター特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

160ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は9,873万5,000円、前年度比69万8,000円の減となっております。

161ページをご覧ください。

歳入につきましては、1 款分担金及び負担金、1 項負担金におきまして、古殿町負担金 5,985万3,000円、前年度比154万3,000円の増を見込んでおります。また、繰入金 1 項他会計繰入金におきましては、一般会計繰入金2,610万7,000円、前年度比63万5,000円の減となっております。

なお、給食費の無償化に伴う収入の減であります。5 款村債の過疎対策事業債などにおきまして1,000万円を借り入れることとしております。

また、歳出につきましては、前年度とほぼ同額を見込んでおります。

170ページをお開きください。

続きまして、議案第27号 令和7年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

172ページをご覧ください。

歳入歳出予算総額は4,014万4,000円、前年度比350万8,000円の減となっております。

173ページをご覧ください。

歳入につきましては、1 款後期高齢者医療保険保険料におきまして2,803万7,000円、前年度比345万4,000円の減となっております。

これは、175ページの歳出 2 款後期高齢者医療広域連合納付金3,977万9,000円、前年度比293万8,000円の減額に伴うものであります。

177ページをご覧ください。

続きまして、議案第28号 令和7年度鮫川村簡易水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

まず、第2条の業務の予定量につきましては、給水戸数618戸、年間総給水量16万7,639立方メートル、1日平均給水量459立方メートルといたしております。

主要な建設改良事業の予定はございません。

次に、第3条、収益的収入及び支出であります。

収入科目、第1 款簡易水道事業収益は7,495万3,000円を見込んでおります。

第1 項営業収益2,314万8,000円につきましては、水道使用料新規加入負担金などでございます。

2 項営業外収益5,180万5,000円につきましては、企業債償還金利子に係る一般会計からの繰入金などでございます。

支出科目、第1款簡易水道事業費は9,520万9,000円を計上しております。

1項営業費用9,022万3,000円につきましては、光熱水費、修繕費などの施設維持管理経費、人件費などでございます。

2項営業外費用398万6,000円につきましては、企業債利息、消費税などでございます。

178ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出であります。

収入科目、1款資本的収入、1項他会計補助金3,839万4,000円につきましては、企業債償還金元金に係る一般会計からの繰入金であります。

支出科目、第1款資本的支出につきましては3,939万4,000円を計上しております。

第1項建設改良費につきましては、支出の予定はございません。

第2項企業債償還金3,893万4,000円につきましては、建設改良のための企業債償還金でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額100万円につきましては、損益勘定留保資金で補填するものとしております。

196ページをご覧ください。

続きまして、議案第29号 令和7年度鮫川村集落排水事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

第2条、業務の予定量につきましては、接続戸数195戸、年間総処理水量7万4,233立方メートル、1日平均処理水量203立方メートルといたしております。

主要な建設改良事業の予定はございません。

第3条、収益的収入及び支出であります。

収入科目、第1款集落排水事業収益につきましては2,994万9,000円を見込んでおります。

第1項営業収益931万円につきましては、集落排水水道使用料金、新規加入負担金などでございます。

第2項営業外収益2,063万9,000円につきましては、企業債償還金利子に係る一般会計からの繰入金などでございます。

支出科目、第1款集落排水事業費用は3,925万4,000円を計上しております。

第1項営業費用3,765万円につきましては、光熱水費、修繕費など、施設維持管理に係る経費などを計上しております。

第2項営業外費用につきましては115万4,000円で、企業債利息、消費税などでございます。

第3項特別損失10万円につきましては、過年度消費税分を計上しております。

197ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出であります。

収入科目、第1款資本的収入、第1項他会計補助金1,834万1,000円につきましては、企業債償還金元金に係る一般会計からの繰入金でございます。

支出科目、第1款資本的支出、第2項企業債償還金1,834万1,000円につきましては、建設改良のための企業債償還金として計上しております。

以上で、議案第22号から議案第29号までの8議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第31、議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（有限会社 鹿角平観光センター）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（有限会社 鹿角平観光センター）、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の48ページをお開き願います。

本案は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの鮫川村鹿角平観光牧場の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

過去の実績に基づきまして、有限会社鹿角平観光センターを指定管理者として指定するものであります。

以上で、議案第30号の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田武久君） ここで、1時まで休憩します。

（午前11時17分）

○議長（前田武久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎一般質問

- 議長（前田武久君） 日程第32、一般質問を行います。
順番に発言を許します。
-

◇ 北 條 利 雄 君

- 議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。
〔8番 北條利雄君 登壇〕
○8番（北條利雄君） 8番、北條でございます。

今般の定例会に、通告どおり3点の一般質問をいたします。

第1点目でございます。公用車等へのドライブレコーダーの設置と無事故対策についてであります。

安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、通学路や犯罪が発生する可能性の高い公共施設などに防犯カメラは犯罪の抑止効果が高く、録画された映像が様々な事件の証拠として役立っていることも広く知られております。同じように効果を上げているのが、公用車へのドライブレコーダーの設置であります。これまでは、警察車両や事業用のトラック、タクシーなどに設置されておりましたが、近年、あおり運転の被害や交通事故に遭遇した際の映像が証拠になるほか、安全運転かどうか診断をする機種もあり、一般の車両にも普及が進んでおります。公用車へのドライブレコーダーは、移動可能な防犯カメラとして非常に有効であり、既に多くの自治体で導入が進められております。また、公用車を運転する職員の安全運転の意識を向上させるとともに、事故が発生した場合の責任の明確化と、処理の迅速化という副次的な効果もあります。

公用車には、マイクロバス、スクールバスなどを専門に運転手が就いて利用される車両と、各課で公務のため職員などが利用する普通自動車や軽自動車などの車両がございます。また、指定管理者など、村が所有の車両を委託事業者に貸し出しているものもがございます。本村における公用車などへのドライブレコーダーの設置と、無事故対策をお伺いいたします。

まず1つ目は、スクールバスを含む公用車へのドライブレコーダーの設置についてであります。これらにつきましては、事前に本村が保有する公用車の保有台数、それからドライブレコーダーの設置台数の資料を請求しておりましたが、資料提供をいただきました。ありがとうございます。現在、一般の乗用車のドライブレコーダー設置は、義務化はされておま

せんが、22年、3年前になりますか、5月以降に発売されている新車に関しては、後退時の事故防止のため、バックカメラ、後退時車両直後確認装置の設置が義務化されております。さらに、24年、昨年5月、継続生産車ということで、既存モデルの新車に対してもバックカメラの設置が義務化されております。

公用車のドライブレコーダーの設置及び運用に当たっては、個人のプライバシーを十分に配慮する必要がございます。公用車を運転する職員の安全運転の意識を向上させるとともに、事故が発生した場合の責任の明確化と、処理の迅速化という複式的な効果もあります。情報公開、個人情報保護の観点も踏まえて、公用ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱を制定して、適正な管理運用に努めることも必要であります。これらの要綱の制定の考えを含めて、第1点に伺いたいと思います。

次に、2つ目は、犯罪抑止力を高めるためのドライブレコーダー設置車両へのステッカーなどの周知であります。ドライブレコーダーの搭載を示すステッカーを見やすい場所に貼っておくことで、犯罪者は行動をためらうという可能性も高まります。ドライブレコーダーの搭載を示すステッカーの添付、貼付を考えてはいかがかということでお伺いしたいと思います。

次に、3つ目は、公用車の利用時に運転免許証の所持、有効期間、酒気帯びなどの体調確認など、万が一に備えての確認方法でございます。特に、運転手の適正確認、それから運転手の体調、運転前後のドライバーに対する酒気帯び確認、これらは当然義務づけられておりますけれども、万が一に備えての確認方法、現在どのようにされているか、徹底すべきことでありますけれども、これは村でどのようにされているか。

なお、私、通告の中で教育長にも答弁をお願いしておりましたが、特に教育長の部署については、委託業者、事業者に委託していると思うんですが、これらの体調確認とか、そういう確認方法を、村長の後にご答弁いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上、最初にご答弁をお願いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

村長、宗田君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 北條利雄議員の1つ目、公用車等へのドライブレコーダーの設置と無事故対策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、ドライブレコーダー設置につきましては、職員の交通安全意識及び運転マナーの

向上並びに事故発生時の原因究明に必要と考え、優先的に村外の出張用として指定している公用車11台に設置しております。

次に、ドライブレコーダー設置車両を示すステッカーにつきましては、犯罪抑止力としての効果を期待し、今後設置車両への表示を検討していきたいと考えております。さらに、公用車の無事故対策につきましては、鮫川村公用車運行管理規程により、車両の管理、公用車の使用、運転者の義務、公用車運行日誌への記録、事故の報告、運転免許証の提示義務などを定めており、安全運転管理者やその補助者による運転業務前後のアルコールチェックを含めた体調管理、さらには年に1度、運転免許証の所持と有効期限などの運転資格の確認を行っております。

今後、職員の安全運転への意識高揚を図り、無事故対策を講じてまいります。

○議長（前田武久君） 次に、教育長、藤田充君に答弁を求めます。

教育長、藤田君。

〔教育長 藤田 充君 登壇〕

○教育長（藤田 充君） 8番、北條利雄議員のご質問について、おただしにつきまして教育長としてお答えしたいと思います。

最初に、ドライブレコーダーの設置についてですが、教育委員会が所管いたします公用車は、スクールバス6台を含めまして全部で16台であります。そのうち、スクールバス6台及び子どもセンターの幼児送迎用の車両2台につきましては、ドライブレコーダーを設置しておりますが、ステッカーを添付している車両はございません。

ステッカー添付の取組及び運転免許証の確認、酒気帯びのチェックにつきましては、今ほど村長が答弁したとおりであります。運行業務を委託しておりますスクールバスにつきましては、契約に基づき委託業者におきまして運転免許の確認及び毎朝運行前にアルコールチェックを実施、その結果につきまして報告をいただいております。

以上、8番、北條利雄議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） ご答弁ありがとうございます。

質問する前に、村の公用車管理状況資料を提出いただきまして、本当にありがとうございます。この中で、消防運搬車、これらについてであります。当然、団の消防自動車なので、ほとんどついていないということですが、鮫川も構成員となっております白河地方広域市町村圏整備組合、ここは当然ながら消防自動車並びに救急車には全てドライブレコーダーが設

置されているということです。そのほかの広報車については、半数が設置されているのだけれども半数は設置されていないと。これらも徐々に自動車の更新時にドライブレコーダーを設置することを検討していきたいという事務局からの回答がございました。

さらに、4町村で構成しております東白衛生組合です。ここにも当然、ごみ収集車がございましたけれども、ここは当然、業務上毎日というか日常的に活動するというので、これにも全部ドライブレコーダーが設置されていると。ただ、広報というか一般の職員が運転する乗用車については、1台も設置されていないと。これらについても、新規更新時にはドライブレコーダーを設置していくというご答弁をいただきました。

今、鮫川では、先ほど教育長も答弁されたとおり、スクールバスには全部ドライブレコーダーは設置されているということであります。さらには、スクールバス、こどもセンターのスクールバスにも設置されているみたいですが、消防自動車、団が所有するやつ、日常的に災害があるとか救急に出動しなきゃならないということはないにしても、これからやはり、団所属でも設置していくことを考えながら、新規消防車を更新するときには、もうドライブレコーダーはセットだよというくらいの方針をやっていただければと思います。

当然、皆さんもご承知のとおり、ドライブレコーダー、ピンからキリまであります。安いものから高いものまでありますけれども、そういうことを含めてドライブレコーダーの活躍というのは、とても大切だと思うんです。特に、消防車に限らず、公用車は、この鮫川村の少子高齢化の中で、日中、普通の日に車の往来が少ない、まさに過疎地域の過疎地域です。そうした中で、ふだん動いているのが公用車ということで、何かあったときにはやはり公用車が一番、信頼が置けるんじゃないかなと私は思うのですが、やはり、この公用車へのドライブレコーダー設置を、ぜひ村長、これから一気にやることは難しいんですが、値段それから財政的な処置も必要なんだと思うんですが、ぜひお願いしたいんですが、この辺どのように考えているのかお答えいただけますか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 公用車含めて、消防自動車につきましては、今後、皆さんと検討していきたいと思います。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） そうですね。ぜひ、お願いしたいと思います。

先ほど、村にもドライブレコーダーの管理要綱があるということだったんですが、その辺はどうなっていますか。もう一度確認したいんですが。

- 議長（前田武久君） 村長、宗田君。
- 村長（宗田雅之君） 総務課長に答弁させます。
- 議長（前田武久君） 総務課長、矢吹君。
- 総務課長（矢吹かおり君） 総務課長、矢吹です。

公用車の運行に関しましては規程がございますが、ドライブレコーダーについては要綱等定めておりませんので、今後検討してまいります。

- 議長（前田武久君） 8番、北條君。
- 8番（北條利雄君） ドライブレコーダーは先ほどのとおり、大変な役目を果たすわけですので、やはりドライブレコーダーの設置とか、そういう部分での管理運営に関する要綱、やはりこの辺は定めていただければと思うんです。最近では、もう多くの自治体がこういう要綱を定めながら、やはりドライブレコーダーのきちんとした管理運用に進んでいるということで、ぜひこの辺もご検討いただきたいと思います。

特に、先ほど言ったとおり、鮫川村は少子化、高齢化で日中の通行はほとんど公用車という状況、特にあとそれから、この広大な鮫川の面積からして、やはり公用車が村内を歩くのにも、やはり一番何かあったときの確認のために必要かなと思うので、ぜひ先ほど村長が答弁されたように徐々に要綱を定めながら設置していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目に移りたいと思います。2点目は、公益通報への対応についてであります。

公益通報は、事業者による一定の違法行為を労働者、パートタイム労働者、それから派遣労働者や取引先の労働者などのほか、公務員も当然含まれます。退職後1年以内の退職者、役職員が、不正の目的ではなく、組織内の通報窓口、これは1号通報とも言われています。権限を有する行政機関、これは2号通報です。それから、報道機関、3号通報などに通報することです。公益通報者は、事業者が公益通報をしたことを理由に労働者などを解雇した場合、その解雇は無効ともされます。

また、解雇以外の不利益な取扱い、降格、減給、退職金の不支給なども禁止されております。事業者は、公益通報によって損害を受けたとして、公益通報者に対して損害賠償を請求することはできないことにもなります。

公益通報者保護制度は、国民生活の安心や安全を脅かすことになる事業者の法令違反の発生と、被害の防止を図る観点から、公益のために事業者の法令違反行為を通報した事業者内部の労働者に対する解雇等の不利益な取扱いを禁止するものでございます。公益通報者保護

法に基づき、公益通報窓口を設置し公益通報の受付を行うとともに、受理した公益通報については、通報に関する秘密を保持し、必要な調査を行い、通報対象事実があると認められる場合には法令に基づく処分または勧告などの措置を講じることになります。

本村への公益通報、特に内部通報があった場合、その後の手続などの対応をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

[村長 宗田雅之君 登壇]

○村長（宗田雅之君） 8番、北條利雄議員の2つ目、公益通報への対応についてのご質問にお答えいたします。

公益通報者保護法において、内部公益通報対応体制の整備義務が課せられる事業者とは、常時使用する労働者の数が300人を超える事業者とされていることから、本村において現時点では規定を設けておりません。

一方で、公益通報制度は、村民生活の安心や安全を脅かす法令違反の発生と、被害防止を図る観点から非常に重要なものであるため、公益通報者は個人情報保護法によって保護されるだけでなく、正当な行為として不利益な取扱いを受けることがあってはなりません。そのため、通報者が組織内の法令違反等の行為について安心して通報できる環境を整えることが重要であり、公益通報受付窓口を設置する際には、組織内部の窓口に加えて、弁護士などの第三者機関などの外部窓口を設けることが必要であると考えております。

今後、村といたしましては、通報者が安心して通報できる環境を整えるため、ほか自治体の事例などを参考にしながら、その在り方について検討を進めてまいります。

以上、8番、北條利雄議員の2つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） ありがとうございます。

公益通報は、全国的に有名になりまして、兵庫県、文書問題で昨年から全国的に話題となり、現在も騒動が終息されておられません。こうした中、多くの自治体や行政機関などで公益通報に関する見直しや体制整備が進められております。村長が今、お答えしたように、組織人員が300人以下の事業所、自治体、私の村もそうですが、公益通報保護者制度では条例などの制定義務はございません。ですが、公益通報、内部通報があった場合は、同様の対応や調査が必要となるわけですね。組織は、1つは通報に関する秘密を保持するということが一つ。2つは内部通報ですから、関係するものを除く。それから、通報者を保護する体制整備

が必要である。4つは、不利益の取扱いの場合、回復措置を講じることなどであります。

本村でも、過去には公益通報なのか、怪文書なのか判断つかないものが投函された事案、事象があったと思われま。事後処理は、ほぼ怪文書的な扱いで処理されてきたと思われま。しかし、正規な手続を経た公益通報は、先ほど述べたとおり、生活の安心や安全を脅かすことになる事業者の法令違反の発生と、被害の防止を図る観点がございます。

公益通報者保護法に基づき公益通報窓口を当然設置し、公益通報の受付を行うとともに、受理した公益通報については、通報に関する秘密を保持し、必要な調査を行い、通報対象事実があると認められる場合には法令に基づく処分、または勧告などの措置を講じることになります。公益通報は、日常的に常態化した事案、事象ではないと思いますが、公益通報、特に内部通報があった場合は、同様の対応や調査の必要があります。そういう部分からすると、本村でも公益通報への体制整備を行う必要があると思ひます。

公益通報者が出てきたからということで、すぐに対応するようなことはちょっとできないのかなと私は思っています。それから、先ほど公益通報者保護制度というのは300以下という部分からすると、なかなか即対応できないのかなと。村長は弁護士などにもお願いしながらということなんですが、こういう部分ではやはりきちんとした調査をして、通報者を保護するという必要ですし、やはりそれが適正に行われているかということも含めて、やっぱり第三者がきちんと調査するのが本当かなと私は思ひます。

ぜひ、これは本当に先ほど言ったとおり常態化した日常の業務の中で起こり得ないと私も考えます。下手するとめったにないのかも分からない。ただ、やはり時と場合によっては、出てくるのかなと思ひます。

先ほどもお話しましたがけれども、全国の自治体では兵庫県の公益通報者を機会に、今、見直しを行っています、本当に。実は、うちの町でも、うちの村でも実際はあったんだけど見過ごしたという話があります。こういうことからしても、やはりこういうものは、公益通報者保護法、これができたことを鑑みて、やはり適切に対応するというのをぜひこれからお願いするというか、準備をする。それと、条例を制定しなくても、やはりそれに似たような何か要綱、要領、そういうものも含めてつくっておく必要があるのかなと私は思ひます。すけれども、もう一度村長にご答弁をお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 規定ではないんですけども、職員を守るためにも、そして職員の融和を図るためにもそれに準じたものを検討していきたいと思ひます。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） ぜひ、せっかくなつくつてきている公益通報者保護法でございます。こういうのは日常的に自治体に何も起こらなければ一番よろしいんですが、やはりどこの地域でも必ずあると言われております。あると言われるから、それが怪文書だからと言って調査しないとかという、怪文書なのか公益通報なのかというのはなかなか見極めが難しいところもあるんですが、できるだけそういう問題が出たときは、対応しながら前に進めていくような姿勢が必要かと思っております。ぜひ、これから検討してやっていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

次に、3点目でございます。公用パソコンなどの情報機器の取扱いについてであります。

業務で使用するパソコンや携帯電話、タブレット端末といった情報機器を貸与することが増えております。それと同時に、貸与された機器でメールの送受信やSNSを含むインターネットの私的な利用行為も問題視もされております。このような身勝手な行為が見過されると、事務事業の遅れや集中力の低下を招き、組織に大きな不利益を与えることとなります。また、機密情報が外部に漏れ、行政の信用損失につながる恐れもございます。

労働基準法には、誠実労働義務が定められております。労働契約上の債務を忠実に履行し、使用者の正当な利益を侵害しないよう配慮する義務であります。地方公務員法でも職務専念義務がございます。パソコンなどの私的利用によって業務に支障を来した場合、当該義務違反としての処分の対象になり得るものであります。

施設管理権は、建物や設備などを管理する権利であります。この権利は、パソコンなどのような備品にも及びます。当然、職員などは従う義務がございます。たとえ勤務時間外であっても、パソコンなどの設備を私的に利用するのは好ましくありません。そのため、業務以外の目的でパソコンを利用することも制限する必要があると私は思います。

本村の職務服務規程などにおいて、公用パソコンなどの情報機器の取扱いを定める必要性があると考えますが、これらについて、村長よりご答弁をお願いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

村長、宗田君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 8番、北條利雄議員の3つ目、公用PC等の情報機器の取扱いのご質問にお答えいたします。

職員の情報機器の取扱いに関しましては、鮫川村情報セキュリティーポリシーにおいて規

定しており、その中で公務用の機器を私的に使用することを禁じております。また、これに違反した場合は、懲戒処分の対象となる場合があります。村といたしましては、引き続き職員に対し適切に情報機器を使用するよう、情報セキュリティポリシーの周知徹底を図るほか、個々の職員の情報を扱う能力、すなわち情報リテラシーの向上にも努めてまいります。

また、職員の職務専念義務につきましては、情報機器の取扱いに限らず、服務規程の徹底を図っているところです。

以上、8番、北條利雄議員の3つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 行政の情報機器の扱い、先ほど、決め事があるよということなのですが、私ちょっと記憶になかったものですから、実際はつくられていたということでもあります。この公用パソコンの私的利用については、先ほども言った、全国的に有名な兵庫県幹部職員による倫理上に不適切な利用や、この近くでいけば茨城県美浦村職員の損害賠償請求などがございます。いずれも業務内で、現在のパソコンはUSBによる情報移動可能なものを私的に利用したということですが、村のパソコンは、職員がお持ちの、ご使用になっているパソコンは、USBで情報が自由に移動できるのかどうか。それから、当然多分、現在はパスワードを入れないとなかなか見られないと思うんですが、そのUSBで情報を移動可能になっているのかどうか、全くできないようになっているのかちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 担当課のほうから説明させます。

○議長（前田武久君） 村づくり推進室長、船木君。

○村づくり推進室長（船木博枝君） 村づくり推進室長でございます。

ただいまの質問につきましては、限られた情報のみ、指定したUSBでの情報移動は利用できるようにはしてございます。ただ、そこは職員間での業務をきちんと見極めた上での処理となっております。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 当然、公用パソコン、情報移動ができるということなのですが、職員が個人で入力したものだけじゃなくて、ほかのものももしかしたら、パスワードは職員一人一人違うと思うのですが、自身の使用しているパソコンに入っている情報は、基本的には全部抜き取れるというか移動できるということですか。その辺もちょっと詳しくお話いただ

けますか。

- 議長（前田武久君） 村長、宗田君。
- 村長（宗田雅之君） 担当課に説明させます。
- 議長（前田武久君） 副村長。
- 副村長（鈴木大介君） 副村長の鈴木でございます。

北條利雄議員の公用パソコンで、業務で使う情報をUSBに移動して家に持ち帰られるのではないかというおそれがあるのではないかというご質問についてですが、それはございません。USBにつきましては、使う場合には村づくり推進室のほうに登録を行っております、その登録で許可されたものでないと使えないというふうになってございます。

以上でございます。

- 議長（前田武久君） 8番、北條君。
- 8番（北條利雄君） 分かりました。当然、USBに情報を移動したとしても、それはあくまでほかに持ち出しできないようにはなっているということですね。それはもう完全に管理されているということでございますね。

それと、最近は当然、タブレット端末もございます。こうしたもの、それからこのタブレット端末は、機械そのものを移動して確認するようになるものだと思いますけれども、このようなタブレットの運用規定というか、どこまで、自宅まで持ち帰っても構わないのかという話、あした出張するから、うちについて持って帰るかというような話があると思うんですが、そういうことがあり得るのかどうか、それは制限されているのか、その辺はいかがでしょうか。

- 議長（前田武久君） 村長、宗田君。
- 村長（宗田雅之君） 担当課のほうで説明させます。
- 議長（前田武久君） 総務課長、矢吹君。
- 総務課長（矢吹かおり君） 総務課長です。

先ほど、村長の答弁の中にもありましたセキュリティーポリシーの中に、モバイル端末等の、こういったタブレットといったものは持ち出しは禁止されております。ただし、会議等でタブレットを持ってこなければいけないものもあるのです。そのときには、きちんと村づくり推進室に許可をもらって、それからタブレットを持ち出すということになります。

以上です。

- 議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 分かりました。ぜひパソコンのタブレット、そのような扱いをされているということで、外に持ち出しできないとか情報漏えいがないような仕組みになっているということでもあります。

それと今、村では、防災行政無線など、それから移動系の車搭載している行政無線がございいますが、これらは多分ほとんど公用車にはついているのかなと思うんですが、ついてますか。この辺の、ちょっと1点お伺いしたいのと、職員が村内なり村外に出張するときに、この庁内との連絡は、あくまで私的携帯電話を利用していらっしゃるのか、村が所有する公用携帯を使用されているのか、この辺はどうなっているでしょうか、お伺いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 担当課で説明させます。

○議長（前田武久君） 総務課長、矢吹君。

○総務課長（矢吹かおり君） 総務課長です。

村で職員向けに持っている携帯もございいますが、台数が5台ほどだったと思いますが、それは、本来は災害時に使えるようにということで、どこでも使えるモバイルのものになっております。行事等では使うことにはしておりますけれども、外部への、外出先での出張時には、今の時点では個人の携帯にて連絡を取っているという状況です。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 携帯電話ですが、民間の場合、大きな事業所、企業などについては、個人のものとして業務上使うものは全く別に2台持っているんです。鮫川村の職員は、全てそういう連絡ツールとしての個人の携帯電話を使っているというのは、これはやっぱりなくしていくべきだと思うんです。先ほど、移動用防災行政無線ということで、車に搭載ありますけれども、あくまで通常の業務連絡というのは、ほとんど多分されないと思うんです。あくまで災害が起こったとき、緊急的などころとしか使用されていないので、通常、職員が現場に行って庁内と連絡を取りたいときには、あくまで私用電話を使ってやっているということになります。これはやっぱりなくすべきです。村内であろうと村外であろうと、業務で使っているのが個人の携帯電話を使うというのは、これはなくす方向でやっぱり考えていただきたいと思うんです。

なかなか、何かあったときは移動系の防災行政無線があるからという簡単には言うけれども、防災行政無線ですので車から庁内の課長あたりの机の上にあると思うんですが、そこで

でかい声で発信しながら通話をするということはちょっと考えにくいのであります。だとすれば、やはり村では携帯電話をもっと増やして、現場に行く職員には必ず公用の携帯電話を持って行ってもらう。当然、業務上で出張する場合、村内村外を問わずやはりそこで連絡ツールとしてもうちちょっと増やすというか、先ほどは災害用なのでほとんど携帯に使われているという話があったんですが、やはりそこは全く違うんだと思うんです。そこは、ちょっと民間の事業者と考え方がちょっとずれているのかなと思うんで、やはりここら辺も村長、携帯電話増やして、職員に安心して出張して、きれいな、しっかりとした仕事をやってもらうために、携帯電話を持たせて現場に行ってくれと、こういうことをぜひやってもらいたいんですが、ご答弁をお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 職員も、しっかりした仕事はしているものと思っておりますが、実際のところ私から連絡するのも、私に連絡入るのも個人の携帯でした。今後は、それらを踏まえまして検討していきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） ありがとうございます。

特に、さっきのこの一連の一般質問の中で、当然鮫川は少子高齢化で集落も本当に、普通の日、日中行くと、高齢者ばかり、3軒に1軒くらい空いている状態の中で、何が起こっても本当、緊急体制が取れない、そういうところであります。だからこそ、村役場にいる職員たちが村内を移動するときには、すぐに連絡つける、しかも職員のじゃなく公用の携帯で連絡できる、当然大きな災害になれば防災行政無線を使うことになるんだと思うんですが、そういう部分では、職員もやはりしっかりとした仕事ができるための、そういう通信できるツール、これはやはりみんなで確認し合って、もっと職員として、しっかりとした仕事をしていただければなと思えます。

これ一気に、職員個人に1台ずつ持たせるなんてことはまずあり得ないと思えますけれども、最低限、1課に1台か2台必要なんじゃないかと思うんですが、その辺で連絡ツール、しっかりとやはり整備してほしいと思えます。

90分あるんですが、今日は3問、通告どおりのやつがほぼできてきたので、村の、今日は総務課関係の一般質問になるんだか、そういうサービスデーなのか分かりませんが、申し訳ございませんけれども、先ほど言っていたドライブレコーダー、それから公益通報、それから携帯電話とかの連絡ツール、こういうものをやはりもうちょっと、当たり前私た

ち思っているんだけど、やっぱりそこには職員に負担を私はかけちゃなんらんとするんで、公務上は。そういう部分では、もう少し体制を整備して、必要ならば予算も確保して整備にぜひご尽力いただいて、安心してしっかりと仕事をやっていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 緑 川 茂 君

○議長（前田武久君） 9番、緑川茂君。

〔9番 緑川 茂君 登壇〕

○9番（緑川 茂君） 9番、緑川でございます。

今回の定例会におきまして、2件の質問をさせていただきます。

まず、最初の質問でございますが、関係人口の創出と拡大策についてであります。

関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光などで一時的に訪れる交流人口でもない、地域と多様に関わる人々のことを指すというふうに言われております。この関係人口という言葉がいつ頃から使われるようになったのかは私は分かりませんが、人口減少問題の対策からこのような言葉が生まれたものかなど、少なくとも以前は使う必要のなかった言葉であったものと思っております。

人口減少は、どこの自治体も抱えております問題でありまして、本村に限ったことではございませんが、1960年、昭和35年の8,200人をピークといたしまして減少が続いているという現実がございます。過去は過去として、現実を受け止めて将来に向けた取組をする必要があるかと思っております。今後も人口減少が進む中で、やはり地域の活性化を図っていかねばならないという大きな課題がございます。

この人口減少対策のキーワードは関係人口の創出であり、これが将来的な地域の活性化につながるというふうに捉えられております。村では、関係人口創出のために様々な施策を講じておりますが、改めて現在の取組状況についてお伺いをいたします。また、今後の拡大策として、どのような方策があるのかも併せてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 9番、緑川茂議員の1つ目、関係人口の創出拡大策について、ご質問にお答え申し上げます。

まず、取組状況についてであります。村では関係人口創出を令和7年度の重点項目に定

め、人口減少や高齢化が進む中においても村の外からの新しい視点を入れることで、村の魅力の再発見や新たな価値の創造、起業、創業を誘因し、村民のよりよい暮らしの実現につながるものと考えております。

このような中、村では令和5年度から関係人口創出のための地域再生計画を策定し、デジタル田園都市国家構想交付金、地方創生タイプを活用し、様々な施策を実施しております。その1つが、今年度スタートした県内初となる保育園留学であります。令和6年8月からこれまでに4組の親子が一、二週間村に滞在し、村こどもセンターに通所しました。2つ目が、関係人口創出コーディネーターの設置であります。今年度からは2名体制とし、手・まめ・館隣のよろず案内休憩所に毎日常駐しているほか、全国初となる保育園留学コーディネーターとして村内案内や体験メニューの提案、事業ブラッシュアップのためのヒアリングなどを行い、利用者及び村こどもセンターの双方から好評を得ております。

3つ目が、関係人口創出アプリ「さめがわむらぶ」の運用であります。会員数は450名で、LINEアプリの活用により、村内外の方々との相互交流推進や、地域ポイント付与などによる来村機会の創出を目的としております。アプリ内では、写真部、大豆部、アウトドア部の3つの部活動を疑似的に立ち上げ、会員自らが写真を投稿し、リアルな村の様子を発信しております。

そのほかにも、草刈り応援隊事業、美活動刈上げジョーズやガストロノミーウォーキングなど、村を体験してもらうメニューのほか、東京農業大学とは、平成12年から里山まると体験学校の実施、さらに平成22年には連携協定を締結しまして景観保全活動を実施しており、真坂集落などをフィールドに、現在までに130回の延べ2,787名の学生が参加しております。

次に、拡大策についてであります。村では、これまでの施策を拡充するとともに「さめがわむらぶ」において、アニメーションを活用したゲーム感覚のサービスを導入することにより、より若い世代の取り込みを図り、さらなる関係人口の拡大につなげてまいります。

関係人口拡大に重要なのは、いかに村民ファンを増やすかであります。村の美しい里山景観や、景勝地を訪れる方々にこの里山がなぜ守られているのか、村の農業、林業、自然を守る暮らしを村民から直接学ぶことで、村が第二のふるさとに格上げされていきます。まさに、人と人とのよい関係構築こそが重要なポイントになります。村といたしましては、村民の皆様がお知り合いとの交流を深めていただき、お祭りや農作業などしっかりと携わっていただけるよう、そのような人材を呼び込んでくださるよう、広報などで発信してまいります。

以上で、9番、緑川茂議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） ありがとうございます。

いろいろな施策をやられているということで、本当に関係人口創出のためにこれからもやっていかなければならないと思いますが、地域との関わりということからしますと、ただいまの村長からの答弁の中にもございましたが、村と東京農業大学との連携協定というものがあるかと思います。

私の地元、真坂地区では、数年前からこの農大生を受け入れまして交流を続けているわけなんです、昨年11月にはイルミネーションの設置、そして今年1月には地区の伝統行事であります西小屋行事も行いまして、そのときに餅つき体験なども行っていただきまして、交流を深めたところでございます。学生の中には、何回も来ていて、もう顔なじみの学生がかなりいるんです。そして、そういう人たちに鮫川村の印象と伺いますか、そういったものを聞くわけなんです、結局、何回も来ているものですからね。そうしますと、本当にこの鮫川村が大好きなんですということなんです。そして、大学が休みのときには、家族、両親も連れて何回も来ていますよというような学生もおります。大変ありがたい言葉で、とても心強く感じたわけなんです、こういった人が少しでも増えるようなことが大事なんだというふうに思っております。

そして、答弁の中にもありましたけれども、さめがわファンクラブから移行しました「さめがわむらぶ」、これも会員登録制ということで、昨日の新聞、豆新聞に抽せんの模様が載っていましたが、やはり村に関心を持っていただくということからすると、本当にいい試みであるなというふうに思ったところでございます。

それで、いかに会員の方に村外から村内に来ていただくかということがとても重要なんだろうなと思っております。ある程度はその観光施設に何かQRコードか何か置くのかな、それを読み込むことによってポイントがたまると、そしてそのポイントによって抽せん会をやったということでございますけれども。実際に来ていただいて、そして村の観光施設、あるいはその里山景観、こういったものを肌で感じていただいて、足を運んでいただくというようなことが重要だと思うんですが、その「さめがわむらぶ」の会員の中で、実際に本村に来たというような方を把握されているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います、よろしく申し上げます。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 担当課から説明させます。

○議長（前田武久君） 村づくり推進室長、船木博枝君。

○村づくり推進室長（船木博枝君） 村づくり推進室長でございます。

ただいまの関係人口創出アプリ「さめがわむらぶ」の実際に来村された方の統計につきましては、まだ全てちょっと集計が終わっていない状況でございます。ただ、会員の中で、やはり数多く来村されるという方の、ポイントのやっぱり多い方が半数近くいらっしゃいますので、結構な成果が上がっているものと考えております。

以上です。

○議長（前田武久君） 9番。

○9番（緑川 茂君） やはり、会員450名とさっき言いましたよね。そういう方々の中で、どれだけ鮫川村に直接来ていただくということが重要なことであって、村からいろいろな情報発信をしているということでありますけれども、そのときに、実際鮫川村に来たことがあるかどうかのアンケート調査なり、それとまた、そのときにぜひ鮫川村に来てくださいというような一歩踏み込んだ、そういったPRの方法、そういったことも必要なのかなというふうに思っております。

そして、関係人口に結びつけるためには、その前の段階である交流人口の増加、こういったことが必要なわけで、とにかく村の観光施設に足を運んでくれる交流人口、これが重要になると思いますが、村長は就任以来、この交流人口拡大のために、湯の田周辺の景観整備、これをずっと言われているわけなんです、その辺の整備の計画、それを具体的にお願いたします。よろしくお願いたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） お答えします。

私は就任以来、村の定住人口の維持拡充のためには村の持つ里山景観、そして先代から受け継いだ食、あと教育にあるものと思って、ここ2年、1年、2年にはならないんですけども、努めてまいりました。先ほど、湯の田温泉周辺というお話が出てきました。これも、今年度3月、まだお彼岸明けになると思います。ある企業さんから、紅葉200本提供ありました。これも、一企業にやられるのではなくて、植栽も村のほうに公募をかけまして、村民がこぞって植えることによって、また愛着が湧くものだと思っておりますので、3月お彼岸明けに植栽したいと思っております。それによって、景観と湯の田温泉、あの有名な湯の田温泉と景観で交流人口、関係人口の増加を図っていきたいと思います。そして、そこに来ることによって、手・まめ・館、あとは各商店街も潤うものだと思っておりますので、よろし

くお願いします。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） ありがとうございます。

湯の田温泉、さざり荘ですけれども、今でも村外から毎日多くのお客さんにお越しいただいて利用されているということでございまして、さらにまたそういう紅葉の植栽、特に秋になると本当にすばらしい景観になるかと思いますので、本当にそういう交流人口の拡大、期待したいなと思っております。

質問については以上でございしますが、先週の金曜日に行われました村づくり懇談会による事業計画発表会がございまして、我々議員も出席をいたしました。若い人たちで構成する3つのグループから事業計画発表があったわけなんですけど、うち1つのグループは、「ようこそ鮫川村へ」というようなことで、関係人口の創出というテーマでの計画発表でありました。やはり、内容として、村に来ていただいて村の必要な体験などをさせていただいて、村の魅力を知ってもらうというような内容だったかと思えますけれども、こういった発表された事業が今後の関係人口の創出等拡大につながっていくことに対して大いに期待をしているところでございます。

それでは、次の質問に移ります。

次は、行政組長会議についてであります。

令和元年度まで行われておりました納税表彰式と併せての組長会議は、納税組合制度が廃止になって以降は開かれておりません。この会議は、各組長が組長としての自覚と各担当課からの事業内容や年間予定、こういったことの説明を受けることによりまして把握することができて、大変有意義な会議であったと私は思っているんです。

今後、村では義務教育学校の建設計画など大きな事業を進めていくわけですが、このような施策に対する理解と協力を得るためにも、行政組長会議を開催してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 9番、緑川茂議員の2つ目、行政組長会議の開催についてのご質問にお答えいたします。

納税組合制度があった頃、開催されておりました組長会議につきましても、大変有意義であったという意見の一方で、会議自体について、開催する意味がないのではないかと

意見も寄せられたことも事実であります。村としましては、行政組長会議の開催について次年度、区長の改選があることから、新たな区長さん方と実施の可否について協議するほか、義務教育学校建設などの村政の大きな事業については、その都度タウンミーティングなど、村民の皆さんとの懇談の場を設け、村からの一方的な情報提供だけではなく、対話を通じてご意見を伺う場を設けてまいります。

以上、9番、緑川茂議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） 今、ご答弁をいただきました。

そういう意義そのものにやっぱり異を唱えるという、そういう方もいたということですが、いろんな意見があると思います。当然、今、村長が答弁の中にありましたように、これから区長の改選でそういった方々の意見、聞いて開くべきか、別にそこまで必要ないんじゃないかというような判断されるのかなと思いますが、ぜひその辺、よく検討していただいて、よい方向になっていければいいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 青 戸 義 之 君

○議長（前田武久君） 3番、青戸義之君。

〔3番 青戸義之君 登壇〕

○3番（青戸義之君） 私から1点お伺いいたします。

防災ヘリ、ドクターヘリの離着陸場についてです。

現在、村には防災ヘリ、ドクターヘリの離着陸場が4か所あります。その中の、西野グラウンドは進入路の路面が傷んでおり、修繕が必要と思います。また、ほかの箇所についても、義務教育学校開校を視野に入れ、場所の選定についても検討すべきと考えます。

今後、場所の見直し、運用等について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 3番、青戸義之議員の防災ヘリ、ドクターヘリの離着陸場についてのご質問にお答えいたします。

本村の、地域防災計画において指定しているヘリコプターの離着陸場は、西野グラウンド、村民グラウンド、青生野グラウンド、鮫川中学校校庭の4か所であります。うち、ドクター

へりの離着陸場は、西野グラウンド、村民グラウンド、青生野グラウンドの3か所、防災へりの離着陸場は、ヘリコプターの形状から西野グラウンドの1か所のみであります。

議員おただしの、西野グラウンドの進入路につきましては、現状では救急車を運用する棚倉消防署鮫川分署から搬送に支障はないと聞いておりますが、一方で、路面の状況は季節などにより変わることもあるため、スムーズな搬送につながるよう、現状を確認しながら補修等についても検討してまいります。

また、義務教育学校開校による離着陸場の移設につきましては、今後、福島県消防防災航空隊白河消防本部など関係機関と協議を行ってまいります。

以上、3番、青戸義之議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 3番、青戸君。

○3番（青戸義之君） ありがとうございます。

これから、今後のことを考えますと、非常にその利便性などを考慮しながら、よい場所を選定していく必要があるのかなと思います。今後、義務教育学校が進んでいきますと、鮫川小学校が使えるようになれば、この校庭に新たに設置するということを考えられるのではないかと思いますけれども、その辺伺いたいと思います。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） ご指摘のとおり、常備消防のお方々ともお話ししたことがありまして、一番ベストなのは鮫川小学校校庭などがいいんじゃないかという話も聞いております。今後、含めて場所の選定は検討してまいりたいと思います。

○議長（前田武久君） 3番、青戸君。

○3番（青戸義之君） ありがとうございます。

今の答弁を聞きまして、大変、理解ありがたく思います。その方向で進めていただければと思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 本 郷 弘 義 君

○議長（前田武久君） 2番、本郷弘義君。

〔2番 本郷弘義君 登壇〕

○2番（本郷弘義君） 2番、本郷弘義。

今回は、災害に強い安心安全な村づくりについて質問をさせていただきます。

昨年1月から今年2月末の間の全国で発生した大規模災害を調べました。まず、地震の発生ですが、能登半島地震から始まり、日本各地で8回以上発生しています。また、大雨、台風による暴風水害は11回、大雪による災害は2回、昨年1月下旬に東北の日本海側と北海道に発生し、今年は1月初めと2月初めに日本海側を中心に災害級の大雪となっています。人的災害と言われる林野火災は、昨年5か所、今年は東北を中心に既に4か所で発生し、大規模災害となっており、多くの生命、財産が失われております。

我が鮫川村にも、過去にも大災害といえる林野火災や、災害級の大雪がありましたが、時間とともに記憶から消え去られようとしています。本村は阿武隈花崗岩類という地質で形成されており、過去の地震でも被害が少なかったように記憶しております。地形も中山間地で、分水嶺に位置していることもあり、水害も少ないようです。また、住宅密集地も少なく、大規模火災のおそれも少ないと認識しております。

実際、火災等は行政や消防関係機関、消防団等のご尽力によることも大きいと思いますが、災害が少ないのが事実であります。私は、そこが盲点にならないか、少ないがゆえに日頃の生活に油断がないか危惧しております。日常生活の中に防災意識を高めるような意識づくりをしておかないと、有事の際の対応に立ち後れてしまいます。

昨年3月の質問での村長のご答弁で、災害の対応は常日頃から備蓄品の点検、そして訓練を繰り返すことと言われましたが、行政主体の防災訓練、事業所ごとの防災訓練、教育機関での防災訓練等実施しているのは存じております。日頃の留守番をしている、災害弱者と言われる高齢者や障害者が有事の際、いち早く対応できること、または避難することができるような訓練も大切かと思われまます。そのためにも、小集落、小地区単位等での防災訓練や、知識等の取得や講習会などを行い、意識を高めることが必要と考えますがいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 2番、本郷弘義議員のご質問、災害に強い安心安全な村づくりについてにお答えいたします。

鮫川村地域防災計画において、自主防災組織及び住民等の訓練は、住民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であるとしております。議員おただしの小集落単位等で実施する訓練についてですが、村では年に2回、火災防御訓練時に棚倉消防署鮫川分署による初期消火訓練を実施しているところであります。今後は、初期消火訓練に加え、

地震や土砂災害など実際に起こり得る災害を想定するなど、地域住民が参加しやすい訓練内容となるよう、常備消防や村消防団と共に訓練内容の見直しを図り、村民の防災意識の徹底に努めてまいります。

以上、2番、本郷弘義議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 2番、本郷君。

○2番（本郷弘義君） 初期消火訓練をやられているということで、ちょっと安心しているんですけども、それではやはり、うちを守っているような高齢者とか障害者関係にはきちんと行き届いているかというのはちょっと心配なところであります。

近年の災害は、忘れないうちに襲ってきます。火災について言えば、火災の種類では普通火災とか油火災、電気火災、金属火災、ガス火災、最近ではモバイルバッテリーの発火による火災というのが社会問題になっております。そのような環境の中で、防災訓練の必要性や災害の基礎知識を得る、そういうことが大事であると思います。身の回りに起き得る災害の特徴を知ること、危険を回避できることもあると思います。

また、防災資機材の取得も非常に大切で、災害時に使用する資機材は日常生活では利用することのないアイテムであります。安全に使えなければ二次災害となってしまうこともあります。アイテムを正しく使用し、災害発生時の初期消火に対応していただきたいと思ひますし、もし手に負えないようであれば避難し、貴い生命を守ることを最優先にすることの認識を高めてほしいと思ひます。

また、地域住民や家族間で、被災時の避難場所の確認や避難経路の確認をしていくことも重要と思ひれます。さらに、最小単位である家族でも、定期的に防災をテーマにした家族の話し合いも防災訓練となると思ひますし、緊急時の連絡先の確認も必要であると思ひます。

結びになりますけれども、小地域集落、家庭などに対して、行政で優しく丁寧に防災知識が高まるようなご指導をいただき、日本一安心安全な村づくりを目指し、構築していただきますよう要望し、質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 遠藤貴人君

○議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

〔7番 遠藤貴人君 登壇〕

○7番（遠藤貴人君） 傍聴者が非常に多いので、皆さん緊張されていて、実はこの議会で最初に議会での写真を撮りましょうというのを、申合せをされていたと思うんですけども、

今、写真を撮っていただいてから始めますので。

○議長（前田武久君） はい、どうぞ。

○7番（遠藤貴人君） ありがとうございます。

それでは、本日最後となりました質問をさせていただきます。

村長、副村長、教育長におかれましては、あらゆる分野の振興に常日頃より尽力していただきまして感謝を申し上げます。特に副村長におかれましては、就任より3年間、村が今まで持ち合わせる事のなかった多くのつながりを用いて、村内をより活性化に導くご努力をいただき、改めて感謝を申し上げます。引き続き、鮫川村の振興に対しましてお力添えを切にお願い申し上げます。

それでは、2問の一般質問をさせていただきます。

私も先日知ったのですが、何と本日3月7日は消防記念日ということであります。日本の消防に関する理解と認識を深めるために制定された記念日で、消防組織法が施行された昭和23年3月7日にちなんだものであるようで、昭和25年2月9日に国家消防庁、現在の総務省消防庁により毎年3月7日に定められたと記載がありました。そのような記念日に、この議場にて村消防団の一般質問ができますことを大変に名誉なことだと勝手に判断をいたしまして、1問目の質問に入らせていただきます。

それでは、消防団についてです。

消防団正副分団長で組織する村消防団組織定数検討委員会から、団員定数を30人減とすることや、役職の減員、車両削減が適正とされる答申書が村長と消防団長に提出されました。このことを含め、消防団について以下に質問をさせていただきます。

1、部長は7人から3人、正副班長は11人から7人へ減員の答申がされているが、どのような組織体制になりますか。

2、普通積載車5台から4台、軽積載車14台から11台へ削減の答申がされていますが、どのような車両体制になりますか。

3、現行の団員定数230人のうち、機能別消防団員の定数、また実員は何名ですか。

4、機能別消防団員は、消防団組織の中でどのような活動範囲、位置づけで機能していますか。

よろしく願いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 7番、遠藤貴人議員の1つ目、消防団についてのご質問にお答えいたします。

初めに、村消防団の組織体制につきましては、議員おただしのおりでありまして、一般団員数を159名から148名としたところであります。

次に、車両体制につきましては、答申のおり配備替えや廃止を行うものであります。

さらに、現行における機能別消防団員につきましては、定数30名、実員21名であります。また、本団に所属している機能別消防団員の数と範囲につきましては、火災現場における初期消火や後方支援など、地元分団に所属し、一般団員と共に活動をしてきたところであります。

以上、7番、遠藤貴人議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 今、初期消火というふうなお話あったかと思うんですが、機能別消防団は、私の認識だと水利の確保とか交通誘導とかで、消火活動にはちょっと当たらないのかなというふうに把握していたんですけれども、これ、保険とかというものは機能別消防団には掛けられていたんですでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 担当課のほうからお答えさせます。

○議長（前田武久君） 総務課長、矢吹君。

○総務課長（矢吹かおり君） 総務課長です。

機能別消防団員の保険につきましては、非常勤職員の公務災害のほうに適用させております。

以上でございます。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 承知しました。

初期消火にも機能別消防団員は対応できるというようなことで、承知をいたしました。

今定例会に条例改正の議案が上程されているかと思うんですけれども、今まで出動報酬は災害出動、警戒出動、そして訓練等と分かれていたものが、今回、同列の扱いとなる条例の上程がされております。火事とか災害というのは、なければならないにこしたことはないですが、有事に備え、なくてはならないのが訓練であります。ひたむきに働いた者が正しく評価されることというものを私も望むところでありますので、議案第10号の、最終日、本会議での可

決というものを私自身も心より望んでおります。

機能別消防団についてですが、平成31年に組織された機能別消防団も、現在3期目を終えようとしています。先ほど申しましたが、有事の際は、水利の確保や交通整理などの活動を主として組織された経緯がありますが、社会情勢の変化は著しく、再度、機能別消防団の在り方というものを話し合う時期ではないかと感じていますが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） まさに消防団員が毎年毎年少なくなっているような現状であります。役場職員を含めて、機能別消防職員の検討も今後進めていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 役場職員の機能別消防ということで、ちょっと踏み込んだ答弁もいただきましたけれども、機能別消防団に入団されている方は、一定の役職を終えられた後、消防団に残ることを選択された志の高い村民であると認識しています。その思いに応える枠組みの構築に期待を申し上げ、1点目の質問を終わらせていただきます。

続いて、暮らし応援商品券についてです。

令和2年7月から通算で7度、暮らし応援として商品券が配布されています。当初、新型コロナウイルスの影響で消費が落ち込んだ村内の経済の回復を目的として開始されました。その後、物価高騰に伴う家計負担の軽減と、地域経済の活性化を図る目的で、村民1人当たり1万円の商品券が配布されています。令和4年の村民1人当たり2万円分を含め、合計で1人当たり8万円分が商品券として配布されています。このことを含め、商品券について以下にお伺いいたします。

- 1、商品券配布で、地域経済の活性化、家計負担軽減の効果をどのように感じていますか。
- 2、その根拠となるものは何ですか。
- 3、この施策の評価や検証は、どのような形でされていますか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

[村長 宗田雅之君 登壇]

○村長（宗田雅之君） 7番、遠藤貴人議員の暮らし応援商品券についてのご質問に対してお答えいたします。

まず、商品券発行の目的としましては、議員ご指摘のほか、新規顧客の確保や既存顧客の

リピート率向上、有効期限を設けることで早期の消費につなげ、売上げの向上につなげる事が上げられます。

さて、1つ目の質問、商品券配布の効果については、地域経済の活性化と物価高騰における家計負担の軽減に大きな効果があると感じております。

2つ目の質問、その根拠についてですが、過去7回にわたり発行し換金された総額は2億4,400万円となり、換金率も99%の実績となっており、ほぼ全村民が使用している状況であります。また、消費者の声として、商品券は生活必需品を購入する際に大変助かっている、事業者からは、新規の顧客が利用してくれ、その後リピーターとなってくれた、また、村内事業所を知ってもらいきっかけになったとの声が届いております。

次に、3つ目の質問、施策の評価、検証についてですが、今後とも消費者と事業者からの声をリサーチし、事業が継続できるよう実施してまいります。

以上、7番、遠藤貴人議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 商品券配布や現金給付を掲げる事例は、コロナ禍以降、全国的にも見受けられます。何のための対策かという目的の確認と、本当に効果があるかという見通しの把握が私は大変重要であると感じております。商品券配布の評価や検証というものが大変重要であるというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。今、答弁の中でも2億4,000万円のお金というお話がありました。2億4,000万円を配布したこの事業の評価、検証、どのようにお考えでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 大変、私は効果があるものと認識しております。ますます消費が落ち込んで、村の商店街も以前に増してシャッターが閉まってきている商店街もございます。そういう商店街に、少しでも恩返しではないですけども、助けてやりたい、そういう思いもあります。また、消費者に対しても、物価の高騰などにより本当に大変な事態に遭遇しているところでもあります。そのためにも、村内で消費してもらって、村の中でお金を循環させる、これは相当効果のあるものだとして認識しております。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 大変効果のあるものだということは、皆さんご理解しているところだとは思いますが、それを根拠づける、やっぱり使った人と、使ってもらった人たちの意見とかそういったものというのは、集約とかそういったことというのは今までにされたこ

とはあるでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） データ的には取っていないと思いますけれども、ただ、住民の声、商店街の声、それを聞くところによりますと、本当に大変助かっておりますという、そういう声でございます。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 確かにそういった声、あるんですけれども、やっぱりこれ事業として、繰り返しになりますけれども、2億円以上のお金使ってやった事業ですので、これの本当、評価というものはやっぱりきちんとしていくべきであろうということを感じておりますので、これ以上申し上げませんが、もう一度評価、検証の仕方というものをちょっと考えていただければなというふうに感じています。

この商品券事業なんですけれども、鮫川村の将来について考えたときに、将来にわたって村民生活への悪影響はないのか、一時的な商品券の配布が、村にとって持続可能な政策なのかをお伺いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 悪影響というのは私は全然考えておりません。今、村民が本当に困っているときに助けていくのが、私は行政のお仕事だと思っております。将来に対する財政的な負担、それも今現状、大変な時期に支援していかなかったならば、現在がなければ未来はないものだと思っておりますので、しっかりと現状をサポートしていきたいと思えます。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 商品券と言えば、とても柔らかいというふうに思いますが、これは金券であり、これらを配布すること、これは行政の努めだということを今おっしゃられました、私は政治の本質ではないというふうに感じています。

魚を与え続けることには私は限界があるというふうに感じてまして、釣りざおを持たぬ者に釣りざおを渡したり、釣り方を知らぬ者に釣り方を教えることこそが私は重要であると感じています。これは崇高な理念です。実際にやっていくことって非常に大変だというふうに私も思いますけれども、でも、だからこそ目指していくものではないかということも感じています、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 今の言葉を私も聞いたことはあるんですけれども、中国の方のお言葉

でありますね。釣りざおで今、魚を釣って食わせるよりは、釣り方を教えることによって永劫的に継続できるでしょうというお言葉のことだと思いますけれども、現状、私は今の村民を何とかこの村で、この住みよい村づくりで私は守っていきたいと思っておりますので、現状をしっかりと守っていくことが私の責務だと思っております。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 村長の思いは承知をいたしました。

では、令和2年から発行された商品券ですが、過去7回配布をされまして、過去7回の実績内訳があるんですが、この内訳を見ますと、小売業と石油販売業にほとんどの商品券が利用されており、過去7回中第3回目、令和3年10月、38.9%、令和4年7月の4回目では、39.2%、令和5年7月の5回目、35.7%、6回目の令和5年12月、41.2%、前回、令和6年7月におきましては、小売店がトップの35.8%でありましたが、それに次いで35.2%となっています。実に、全7回中4回でトップの利用率である石油販売業ですが、それ以外の3回はいずれも2番目です。この事実をどのように感じていらっしゃいますか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 購買に関しては行政の携わるところでないと思います。お客様が自分で選んで購入する、自分で選択しているものと思っておりますので、どの業者も強制しているわけではございませんので、それは消費者にお任せするしかないものと思っております。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） おっしゃるとおりで、この使い道というのは消費者の方が選びますので、消費者の方がどちらで使うのかというのは消費者に委ねるところではありますけれども、6回目と7回目、過去5回は前村長が行った施策だと思いますので、6回目と7回目、そして今回の8回目について、お伺いをいたします。商品券のこの事業構築のプロセスというものはどのようにされているのでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 担当課で説明させます。

○議長（前田武久君） 副村長、鈴木大介君。

○副村長（鈴木大介君） 副村長でございます。

今ほど、遠藤議員から商品券発行のプロセスについてのご質問をいただいたという理解でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○副村長（鈴木大介君） 発行につきましては、まず財源の問題がございまして、財源につきましては、過去についてはコロナ交付金であったり、物価高騰対策ということで国のほうから指示がきて、村政のほうで活用しているというのがほとんどでございます。その国からの指示がございまして、村のほうで協議をいたしまして、予算案ということで議会のほうにお諮りしまして議決を経て執行しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） すみません、事業構築のプロセスをお伺いしたのは、各課の担当を含めた会議などで様々なことが決まっていくかと思うんですけれども、この商品券の事業を構築したときに、そういった会議などを担当から意見を集めるような、そういった機会というものがあったんでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） これは、私はじめ各課としっかりと相談をして進めているものでございます。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） そのやり取りしている際に、そういった利用する店舗などのそういった指摘ということは特にはなかったんでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 別に指摘はないと記憶しております。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 指摘がなかったということですがけれども、これは法的には恐らく何の問題もないだろうというふうに感じますけれども、1回3,000万の商品券を配布した中で、村内に石油販売業2社ありますけれども、その2社に40%、金額にすればおよそ1,200万円の商品券が利用されているという事実があります。繰り返しになりますけれども、これ法的には問題ないと思うんですが、倫理的にはいかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 私も、正直を言って私を指摘しているのかなと思って、私は受け止めている、受け止めているわけではないんだけど、感じております。私も石油販売業であります。ただ、販売権というか社長は私でございませぬ。うちの妻でございます。その中で、私がどうこう言う立場ではないと思っておりますので、以上で質問の答えとさせていただきます。

ます。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 今、社長というお話ありましたけれども、生計を同一としていても、そういった論理が通るといふふうに感じていますか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 論理というより、商売経験は私ございません。あくまでも、うちの妻でありますので、倫理とかそういうものは、私は別問題だと思って感じております。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） では、お伺いさせていただきますが、これ税金の還流ではありませんかといったような指摘を受けた場合に、これ説明ができますか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） これ全て、うちの会社は会計事務所を通してやっておりますし、税金の問題とか何かに触るとか、そういうものはないものだと認識しております。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 私は、疑念を生じやすいプロセスだなというふうに感じておりますので、こういった疑念を生じやすいプロセスはぜひ避けるべきであろうということを強く申し上げまして、私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田武久君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（前田武久君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日8日から9日は休会といたします。

10日から12日までは常任委員会で議案調査及び現地調査を行います。

13日は午後1時30分から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時59分）

第 2 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和7年第2回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和7年3月13日(木曜日)午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第 3号 鮫川村に生息する希少野生動植物を保護する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第 4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第 5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第 6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第 7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 6 議案第 8号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第 9号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 8 議案第10号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例
質疑・討論・採決
- 日程第 9 議案第11号 鮫川村村営バス事業特別会計条例を廃止する条例
質疑・討論・採決
- 日程第10 議案第12号 鮫川村村営バス財政調整基金条例を廃止する条例
質疑・討論・採決
- 日程第11 議案第13号 令和6年度鮫川村一般会計補正予算(第8号)
質疑・討論・採決

- 日程第12 議案第14号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第13 議案第15号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算
（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第14 議案第16号 令和6年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）
質疑・討論・採決
- 日程第15 議案第17号 令和6年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第16 議案第18号 令和6年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第17 議案第19号 令和6年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
質疑・討論・採決
- 日程第18 議案第20号 令和6年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）
質疑・討論・採決
- 日程第19 議案第21号 令和6年度鮫川村集体落排水事業会計補正予算（第3号）
質疑・討論・採決
- 日程第20 議案第22号 令和7年度鮫川村一般会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第21 議案第23号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
質疑・討論・採決
- 日程第22 議案第24号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
質疑・討論・採決
- 日程第23 議案第25号 令和7年度鮫川村介護保険特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第24 議案第26号 令和7年度鮫川村学校給食センター特別会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第25 議案第27号 令和7年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算
質疑・討論・採決

- 日程第26 議案第28号 令和7年度鮫川村簡易水道事業会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第27 議案第29号 令和7年度鮫川村集落排水事業会計予算
質疑・討論・採決
- 日程第28 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（有限会社 鹿角平観光センター）
質疑・討論・採決
- 日程第29 発議第1号 鮫川村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
趣旨説明・質疑・討論・採決
- 日程第30 請願について
請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願
について
審査結果の報告・質疑・討論・採決
- 日程第31 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第31まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出
について
趣旨説明・質疑・討論・採決
- 追加日程第2 議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（西野
辺地）
提案理由の説明・質疑・討論・採決
- 追加日程第3 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（石井
草辺地）
提案理由の説明・質疑・討論・採決
- 追加日程第4 議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（遠ヶ
竜辺地）
提案理由の説明・質疑・討論・採決
- 追加日程第5 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（戸草

辺地)

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第6 議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（渡瀬
辺地)

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第7 議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（青生
野辺地)

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第9 同意第1号 副村長の選任につき同意を求めることについて

提案理由の説明・質疑・討論・採決

出席議員（9名）

1番	窪木浩一君	2番	本郷弘義君
3番	青戸義之君	5番	森田重男君
6番	森隆之君	7番	遠藤貴人君
8番	北條利雄君	9番	緑川茂君
10番	前田武久君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	宗田雅之君	副村長	鈴木大介君
教育長	藤田充君	総務課長	矢吹かおり君
住民福祉課長	齋藤利己君	農林商工課長	我妻正紀君
地域整備課長	鈴木隆寛君	教育課長	渡邊敬君
村づくり推進室長	船木博枝君	代表監査委員	森洋君
会管理兼計出納室長	鈴木千鶴子君		

職務のため出席した者の職氏名

議 会 古 館 甚 子
事 務 局 長

書 記 鈴 木 庄 悟

◎開議の宣告

○議長（前田武久君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午後 1時30分）

◎諸般の報告

○議長（前田武久君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出が提出されましたので、その写しを配付しました。

次に、提出者、6番、森隆之議員より、発議第1号が提出され、その議案書をお手元に配付しました。

以上であります。

○議長（前田武久君） これで諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（前田武久君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第3号～議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第1、議案第3号 鮫川村に生息する希少野生動植物を保護する条例から日程第10、議案第12号 鮫川村村営バス財政調整基金条例を廃止する条例までの10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 鮫川村に生息する希少野生動植物を保護する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 鮫川村村営バス事業特別会計条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 鮫川村村営バス財政調整基金条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号～議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第11、議案第13号 令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）から日程第19、議案第21号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第3号）までの

9 議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 令和6年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号 令和6年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 令和6年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 令和6年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 令和6年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 令和6年度鮫川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号～議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第20、議案第22号 令和7年度鮫川村一般会計予算から日程第27、議案第29号 令和7年度鮫川村集落排水事業会計予算までの8議案を一括議題といたします。これから質疑を行います。

8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 8番、北條でございます。

議案第22号 令和7年度鮫川村一般会計予算、予算書及び予算説明書の83ページです。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、12節委託料。この中の公立学校等複合施設設計業務、2億500万円についてお伺いしたいと思います。

この予算は、義務教育学校を前提とした複合施設設計業務でございます。今般の議会の議案調査でも教育委員会から説明、さらには現地調査を議会として実施してございます。これに先立ちまして、全員協議会でも義務教育関係について教育委員会のほうから説明を受けております。

この中で、どうしても、私、理解ができないということで、この質問をさせていただくのですが、まず、学校給食について、自校方式を取らず現在のセンター方式を継続するというところに、基本的にされていると思います。なぜセンター方式をそのまま継続するかという部分で、ちょっと私、理解が分かりかねるんですね。

教育委員会でも知っているかどうか分かりませんが、国の保健体育審議会、ここでは、これからの小学校、中学校の一貫教育、さらには義務教育の中で、この給食関係のやつについて答申いただいているんですね。ちょっと読ませていただきます。

学校給食を活用した食に関する指導を一層充実する観点から、学校栄養教職員が個々の給食実施校に配置され、これにより、児童生徒の実態や地域の実情に応じて、豊かできめ細やかな食事の提供や食に関する指導が行われるのが望ましい。さらには、食に関する指導等が可能となるよう単独校調理方式への移行について、運営の合理化に配慮しながら、児童生徒の減少に伴う共同調理場方式の経済性や合理性と比較して、検討していくことが望ましいと言われています。

さらには、センター方式で行う場合、老朽化したり改築するという状況にあるならば、衛

生管理の面も含めて、自校方式への移行が望ましいということが答申されております。

これに、鮫川村の今の学校給食センターのことを当てはめると、まず、今の説明を受けた中では、学校給食センターは平成8年ですから1996年。今、25年ですから現在29年目に入るわけですか。その中、10年後の平成18年には、古殿町の共同調理も引き受けるということで、平成18年に増設されております。これも、もう現在、19年たっております。

給食センターの耐用年数というのは、30年と言われてはいますが、これらを換算すると、この耐用年数あと数年、多分、ここ二、三年のうちには耐用年数にも到達する。現場の給食センターの中でも、いろんな修繕等を行っておりますけれども、床ですね。床は、大体いろんなところにひび割れが生じたりしております。そういう部分では、当然、これも、時期を問わず修繕することになるのではないかと思います。

そういうことを含めて、現在、鮫川村では、義務教育学校を推進する中では、やはりここをもう一度、教育委員会の説明では、給食は今のままで進むという話を伺っておりますけれども、ちょっと考え直していただければと思います。

なぜ、今のセンター方式といえば、小学校、青生野小学校、渡瀬小学校、富田小学校、さらに鮫小、西野小学校、西山小学校、さらには中学校という、全部で7校ですか。

現在は、鮫小1校、中学校1校ということであります。当然、これらをこれから義務教育学校の中で、一体的な施設として運営していくということを前提に進められると思うんですね。

そうした中で、このセンター方式というのは、各学校に自校方式で置くことは困難だし、大変だということで、センター方式を鮫川は取ってきたはずなんです。

国の方針も踏まえると、やはりセンター方式、今のセンターもこれから改築も建て直しもしなきゃいけないというのは、目の前にあるわけです。そうしたことを考えると、今回の提案された学校等の複合施設設計業務の中の基本的な考えで、これはやはり自校方式でやるような基本的な考えで設計を組むべきだと思いますよね。

全員協議会でも教育長からセンター方式が継続するよと言われるし、議案調査の中でも教育委員会のほうから、担当課のほうからはそういうお話も伺っておりますけれども、やはりここは見直しして、きちんと自校方式でやる。

自校方式でやるということは、食の教育、今、食育とかという話で進められているわけですが、この食育、要するに、学校の中に給食があるとすれば、やはり教職員であったり、養護教諭、それから県から派遣されている栄養士、現在は栄養教諭とも言われています、

それぞれが食材とか加工とか調理、手洗いなどのいろんな意味を持って、身近で見られるし、指導も受けられるということからすると、やはり、子供たちに対する行動なんかも含めて、それだけで、近くに学校給食があり、目に見えて調理されていくということを踏まえていくことを考えると、いろんな可能性があるわけですね。

今までの給食のセンター方式というのは、鮫川の事情から、当然、それも私も分かりますけれども、これから将来に向かって義務教育学校、小中学校一貫して進めていくというようなことになれば、やはりその辺は頭を切り替えて、自校方式で推進すべきだと思います。

現在、センターでは古殿町の調理も行っておりますけれども、現在の給食センターは、食数にすると1,500食調理できる設備でありますけれども、現在、古殿で300、鮫川村で300食です。予定、給食調理数の半分以下の調理数であるわけです。

食数が少なく、あっても、一定の条件というのが必要なわけですが、こういうことを考え、私も鮫川に合わせた場合、この国の保健体育審議会で答申された内容も含めて鮫川に当てはめると、やはりこれから一体的にこの学校に、これから構想する中で進めるべきではないのかということで、ものすごく思っております。

そういう面で、もう一度、教育長に、この複合施設の設計業務の中で、そういうことを基本に入れて設計を組むべきだと私は思うのですが、教育長、もう一度答弁願います。

さらに、教育長のほかに、当然、新しい施設を造るわけですから、財政措置も必要です。当然、教育長部局だけじゃなくて村長部局も、相当、関わらないと進まないということで、教育長の後に、村長からの答弁をお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君。

○教育長（藤田 充君） どうもありがとうございます。

それでは、幾つかお話の中に、私どもでお答えできるもの、これがありますので、申し述べたいと思います。

まず、単独校かセンター方式かというのは、これは、小学校、中学校に供用する場合は、2か所ですね。これは、必ずセンター方式を取るわけですね。例えば、1か所で作っていても、これ給食センターというふうになります。そういうことで、これは栄養職員の配置等にも関わることで、そのようになっております。

鮫川が、どちらかの学校で学校給食をやっている。そして、どこかに給食を提供している場合には、やはりセンター方式というふうになるところでございます。それはまず、1点であります。

それから、食育というお話が出ましたけれども、おっしゃるように食育というのは非常に、人が生まれてから一生を終える中での非常に大事な部分で、まさに学校給食は食育の根幹であるというふうに言われております。したがって、給食を通して、先ほど、議員おっしゃったように、子供たちに基本的な食生活を提供するとともに、さらに食に対する知識や、それから健康、そういうものを考えていく、そういうようなものであると考えております。そういう意味で、繰り返しますが、給食は食育の根幹であるという考えを持っております。

それから、複合施設の中に給食センター、これを入れるべきではないかというお話、いただきましたが、当然、将来的には、そういうふうになろうかと思っております。

ただ、なぜ、今やらないかということですが、先ほど、議員がおっしゃったように、小中学校に比べて、給食センターのできた時期がずっと、平成、供用開始が10年ですので、後であるということ。耐用年数も、小中学校よりは延びております。村の計画ですと、給食センターは、令和30年以降に建て替えというふうな計画になっているようです。

そういうことから、今、一緒に建てるのはこれ膨大な予算も必要でありましょう、そういうことで除いているわけですが、根本的に考えたときには、やはり、将来的には一緒のところで供用するというのが望ましいと考えております。

ただし、今、調整しなきゃいけないのは、そういう耐用年数の問題もありますが、古殿町との関係です。古殿町と鮫川村は、給食業務に対して協定を結んで、今、実施しておりますが、やはり建て替えというふうになれば、古殿町との協議も、これからやっていくことになります。

いきなり、じゃセンター方式をやめて、こっちは単独だということもできないだろうし、その前に、やっぱり古殿町と十分なる話合い、それからお互いの町村において財政をつくり出して、そういう作業が必要だろうと思います。

したがって、給食センターについては、給食調理場については、将来は義務教育学校の複合施設に入れるということは、当然、想定されると思います、これは。

ただ、今のところは、その複合施設建設の中の契約には入れていないというところで、まず、第1の答弁にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 北條議員のご質問にお答えさせていただきます。

私も、最初は教育施設一体化というのは、本当に頭に置きました。その中で、予算のこと、

もろもろありますし、あとは、今、教育長がお話ししました古殿町との連携とか、今、4割6割で給食は賄っていると思います。そこら含めて、検討していかなければならないという思いもありますし、ただ、今、教育長がお話ししたとおり、やらないというわけではなくて、将来に向けて学校の統合、義務教育学校の近くにでも、できるんならばということで、場所の確保なども検討に入れて、進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 教育長の答弁は、今までお聞きしたやつとほぼ同様の答弁であります。

村長も言ったんですが、将来的にということとは、現在、この義務教育学校施設に当たり、センター方式でいって、将来、必要なときだけは付け加えるような話ですけれども、今は、国もそうですけれども、新たに学校を造るとか、義務教育学校をやる、一貫校をやるというところの施設は、自校方式なんです。それは、ここがやったあそこがやったじゃなくて、そういう食の教育は、子供たちが学ぶ上では、もう、大切なものだから、身近で、子供たちが目に見えて食を作らせて、自分たちで食べると、そういうことが中心になっているよ。それは、子供たちにも、児童数も少ない、鮫川の場合は、先ほども言ったみたいに敷地がどうのこうのとありますけれども、また、先ほどの将来的にということとは、義務教育学校を造った後に、給食センターという調理場を後でくっつける話ですよ。何で、そういうことをやる必要なの。

例えば耐用年数でも、先ほど給食センターの中身を見ても、耐用年数も近づいていますよ。現場の中でも、修繕が必要になっている状況を踏まえたならば、金はかかることではあるけれども、何で一体的に構想を立てて、そういう設計を組めないのかということですよ。

それと、古殿町の給食も調理しておりますけれども、すぐ今年からとか来年からという話ではないと思います。やはり、古殿町も同じく、鮫川に給食は、調理はお任せしているけれども、児童数が少ない中で、やはり、私が言っているような食のことを考えて、身近で地元の子供たちに見て、食べてもらう、考えてもらうということを考えれば、身近に置きたいと思うはずなんです。

ですから、そういう部分でも、将来、例えば、給食センターがこういうふうになってきているので、将来的には、古殿町さんは古殿町さんで考えてくださいという話が、何年か先ではあるにしても、今からやっておくべきなんです。鮫川でやるからという話じゃなくて。

やっぱり、鮫川だって、これ、多分、設計しても、敷地造成して施設建てるまで、相当な

年数がかかるわけですよ。時間があるわけですよ。そういう部分で、もう一度、この設計の中に、やはり、給食、このやつらは単独校で自校方式にすることを、やっぱり、私は考えていただきたいと思うんです。

あと、鮫川の場合は全てそうなんです、公共施設はあっちこっちに建設されたんですね。土地の条件もありますけれども、今は、それ公共施設も、できるだけ集中してやりたいというのが、村民の話でも聞いていますので、そういうふうにするべきだと思うんですが、いかにせん敷地もない中での努力だけでも、それはそれなりに努力したやり方だと思うんです。だから、そういうことをすると、今、話しちゃったのとまた同じ、今までやってきたこと、ただ繰り返すだけじゃないかと私は思うんですよ。

やはり、国でも保健体育審議会で言われたとおり、やはり、自校方式が一番ベターだよと。今までのセンター方式というのは、鮫川のこと地域的に考えれば、それも相当、役割を果たしてきたわけですが、やはり、これから新たな将来的に向かっていく以上は、義務教育学校であろうと一貫校であろうと、やはり自校方式が当たり前なはずですよ。

例えば、こどもセンターは当然、こどもセンターは幼児教育の中で自校方式給食を取っているわけでしょう。子供たちはあの場所で、こどもセンターで、小さいながらも調理されているのを見ることができるんですよ。小さくて何が、ちょっと意味が分からなくても、そういう目に見えて教育ができています。

やはり、小中学校であっても、これから自分が生きていく上で、食材はどう作られて、どう調理されて、どうされているか、それから栄養指導とか養護教諭も含めて、直接、子供たちに、触って、見て、指導できるということなんていうのは一番、大事だと思うんですよ。

私は、家庭のことを考えれば、家庭で家族が野菜類を生産して、そこで調理する。そこで、子供たちが見ながら、母親の姿を見ながら、いたずらしながら、つまみ食いしながら、そういう意味で、家庭教育の中でも十分にできているんですが、今のままで、もう改善しなきゃならないということが続けていけば、家庭でもコンビニから物を買ってきて食べればいいぐらいの話じゃないですか。私は、違うと思うんです。

せつかく、ここから将来に向けて義務教育学校を造っていくのに、なぜそこを、きついんです、古殿のことも考えれば、協議しなきゃならないんだから大変でしょう、理解してもらおうかどうか分からないんです、やはり、協議も絶対、やってほしいし、やはり自校方式を前提に、この施設設計を考えていただきたいと思うんです。

教育長、もう一度、考え直すことできないんですか、これ。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君。

○教育長（藤田 充君） そういう思いで学校給食を見ていただいて、本当にありがたいと思いますし、学校給食に対する思いというのも、私、十分、受け止めております。

自校給食、これは学校、小学校だけで約2万あります、全国に、そこに一つ一つ単独校を配置するというのは、私はその答申を見ても、ちょっと理想かなというふうには思っていたわけですが、鮫川の場合には、小学校、中学校それに1つ供用するところは、センターという名前になります。

学校給食というのは、小学校でも中学校でも調理場を置くということですね。鮫川では、センター方式を取っていたということです。

そういう中で、今度、義務教育学校複合施設の話がありまして、私どもで計画を進めているわけですが、給食センターについては、古殿町との関係があつて、今後、協議を進めなければいけません。これは、皆さん議員も、十分にご理解いただいているものと考えます。

したがいまして、そういう話合いをすることは必要でありますので、時間が必要だろうと思います。古殿町にも、もしセンター移設となれば、それ相応の負担をかけると、負担を担っていただかなければならないと。それから、そういうふうな経緯もございますので、話合いが十分、必要だろうと思います。

そこで、今ある給食センターを見たときに、やや古くはなってきたはおりますが、十分、対応できるというふうにご考えておきまして、食育という栄養職員も配置されておりますので食育という面、それから近くにありますので配送も近くにあつて十分機能できる。給食センターかなと、もうしばらく使えるのかなというふうにご思っておりますので、繰り返すようで申し訳ないですが、将来はそういうふうにしていきたいと思っておりますが、当面は、古殿町との協議、それから今ある給食センターの有効活用、これを図っていきたいというふうにご思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 今年、公立学校等複合施設設計業務で2億500万も投入するわけですよ。それと、鮫川の将来がかかっていると思うんです。あそこに義務教育学校を造って、やっていくって、すごいことなんですよ、これ。多分、敷地も大変でしょう。

だけれども、今、教育長が言ったとおりには、当然、ほかの自治体のこともあるわけですよ。

し、それを造っているわけですから、当然、協議は当たり前なんですよ、やっているわけですから。だけれども、それは協議はもう、前提です。誰が見たって分かるんですよ。鮫川で勝手に決めたからという話にはならないと思うんだけど、この2億500万もかけた複合施設の設計の中に、給食センター、今、ある程度、運営されているけれども、耐用年数、間もなく近くなってきているけれども、傷んでいるけれども、まだ使えるからという話じゃなくて、将来的に、今、教育長が言ったとおり、学校にまた後で追加する話でしょう、今、考えていなければ。それは、違うんじゃない。

新たな金、またそこに、絶対、今のままでいくと、今のセンター方式で、あそこの場所の違うところでやると、全く同じ考えですよ。今までは、これは有効に役立ってきたんですよ、センター方式は。誰が見ても分かるんです。

今、これからの将来のことを考えたら、子供たちが少なくなる、学校の規模も小さくなる、小中学校を一体化して義務教育も進める、そうした中に、食の教育というの、きちんと入れてやる。それが、例えば、小学校と中学校に、その場所によって向き方が変わったとしても、施設一緒でも、小学校と中学校から見えるようにしたり、食育、幾らでもできるんだよ、それ工夫すれば。

私は、どうもそこら辺は、給食のセンターのこの際の設計の中では、やはり、納得できないんです。やはり、これ、切替えの時期なんです、鮫川は。その鮫川の切替え時期に、このままの同じ方式で進んでやれば、また同じことを繰り返しますよ。そこが、心配しているんですよ。

こういう部分で、教育委員会でもいろんな審議会があつて、答申をされたんだと思うんですが、やはり、ここの部分。食の教育というのは、どこの自治体でも、当然、今、教育長が言ったとおり、重要なことは分かっていますけれども、私も分かっています。だから、身近で食の教育をしていくのは、どうするか。施設も含めて整備しなきゃならないというチャンスなんです。今、切り替えないと、いつ切り替えるか分からないです。

後で、学校を建てていきました、給食センターが駄目になったから、今ある学校に併設して造れば良いと言ったけれども、単純にそんなものじゃないと思いますよ。それだって、金がかかるわけ。施設の規模が小さいとしたって、やはり、今回の、今年の複合施設設計業務の中で、給食業務も含めたやつを含めるべきですよ。そして、考えるべきですよ。

当然、古殿町との協議は、進めなきゃならないと私は思います。これ、今回のやつがはっきりできないと、ずっとずるずる、今までとやり方が同じ方向に進みます。

この辺の、村長、教育長の話と、財政は村長のほうで握っているの、あれなんです、そういう部分で、もし、この頭の切替えというか、そこを鮫川でやらないと、同じことを繰り返すんだと私は思います。

教育長の言うのも分かりますけれども、だけれども、今がチャンスなんです、鮫川の場合は。これから切り替えることをしなきゃならないし、ちょっと大変だけれども、知恵を凝らして。

やっぱり、義務教育学校を進めなきゃならない。それに加えて、子供たちの食の分野をどうしていくかということをしちんとやる分野では、今、チャンスなんです。このチャンスを逃すと、絶対、今までと同じようなやり方になっちゃいますよ。私は、そこはちょっと、納得できないんです。

最後に、教育長ばかり、教育長は、なかなかぱっと進められないんだと思いますけれども、村長、もう一度、その辺で統一したお答え、いただけますか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 北條議員のお話は本当に、私はもっともだと思って聞いております。

食育というのは本当に、食に対する感謝の気持ち、作る方、運搬する方、そして動植物の命を預かる、そういう感謝を持つ意味が、3つの意味があるんだと思っております。そのためにも、今、センター型か自校型かというお話、お伺いいたしました。

しっかり、これも教育委員会、もちろん私も、最終決断は私にもあるものだと思っておりますので、しっかりと相談して、前向きに検討をしていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） ほかに質疑ありませんか。

7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 私も、今のちょっとやり取りを聞いていまして、この公立学校等複合施設設計業務に関連してなんですけれども、今、教育長と議員のやり取りを聞いていまして、率直に、ちょっと内容が分かりづらかったというのが、率直な意見です。

まず、私なりに今のやり取りを整理しますと、給食センター方式にする理由として、1つは、将来的には建て替えなきゃいけないと思うけれどもというお話が1つ。それと、古殿町との協定があるから、そこも必要だというような2つだったかと思うんですけれども、その将来というのが、まさに今なんじゃないかなというところでありまして、将来と言っても、これから先の話なので、将来というのが、まさに今なんだろうなということと、あと古殿町

との協議が必要になるよというお話でしたけれども、当然、それはそうだと思います。今、造っている以上。

それをそもそも、まずそこを机の上に上げずに、古殿町との協議があるから、これはできないですよというように、私は聞こえました。それって、ちょっと違うんだろなというふうに感じていまして、古殿町と協議を、今現在、されてはいないですよ、そういったことに関して。

これから、そういったことで、我々鮫川村、進んでいくということであれば、古殿町さんにも、古殿町の給食を作らなくなった場合に、古殿町さんってどういうふうにして対応していくのか。その対応をするために、どのくらいの期間が必要なのか。そういったことを全く、やり取りしないままに、最初から協定があるからこれはできませんよというのは、ちょっと、私は、違うんだろなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君。

○教育長（藤田 充君） 遠藤議員のご質問にお答えしたいと思います。古殿町との話合い、これ協議をしなくてはいけない、そういうふうに申し上げております。

前段の、給食センターが将来という意味は、今の計画には、今、載せない部分で基本設計を委託し、実設計をこれから設計して、委託していくという状況にあります。

そういう意味で、基本設計、今も、委託しようとしておりますけれども、その中には入っていないという意味です。

ですから、もし、給食センターの話が、これから古殿町と協議を始めて、そして、どのようになるか、これは十分に意を用いて説明しなきゃいけないとは思いますが、すけれども。

うちの村で義務教育学校があるということについては、ご存じだと思います、古殿町も。そういう中での協議、これを始めていかなければいけないというふうに思います。

そういう意味で、将来というのは、そういう意味です。今の、これまで進めてきた、1年以上進めてきた契約の中には、給食センターは入っていないと、そういう意味で、将来という言葉を使っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） ということは、今の説明ですと、これから設計に入ってきていなかったという話でしたけれども、そういったものがのっかってくれば、今度、新しく義務教育学校を建てる時に、自校給食が行える給食室を造るということですか。

○議長（前田武久君） 教育長、藤田充君。

○教育長（藤田 充君） じゃ、今のご質問にお答えしますが、計画に載せて基本設計の中に入っていないので、それは入れられるのか入れられないのか、これも重要な判断ですし、あと、その審議会ですか、幼保小中教育連携協議会、その中でも話し合いを、もう一度、煮詰めていくというふうな運びになると思います。

ただ、繰り返すようであるんですけども、給食センターの施設設備は、まだ供用可能であるという判断がそこに働いています。ですから、そこに入れればという、そういう感じではないと。まず、入れるかどうか。それが、非常に大事だなというふうに思っています。

そういう意味で、将来という言葉を使っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） いや、ちょっと私も理解力が乏しいというのもあると思うんですけども、非常にやっぱり説明が分かりづらいですね。分かりづらいです。

まず1つ、学校教育検討協議会のお話がありましたけれども、その中で、多分、給食室のお話って、何かあったようなんです。そこで、1つにするとなったときに、こどもセンターの保育士の方から、こどもセンターは独自でそうやって給食調理室がないと、これは非常に保育の観点から困るということで、1つにまとめるというのはやめてほしいというか、要するに、こどもセンターという幼保のほうにも、1つ欲しいというお話はあったというふうには、私は伺っているんですけども、そこでその話が、実は立ち消えてしまって、それ以降、給食室、給食調理のそのお話しに、検討委員会の中でもちょっとなくなっているということも、聞いているんですけども。

だから、何も1つの幼保小中ということであれば、要するに幼に1つ、小中で1つという形で、どういった施設の形になるか分かりませんが、それぞれに1つずつあれば、その問題をクリアできるのかなというふうには思いますし、あとこれ、そもそもになっちゃうんですけども、古殿町との協議に非常に時間がかかるというお話がありましたけれども、そのとおりなんです。これ、時間かかるんですけども、今のこの義務教育学校に向けてのスピード感とかスケジュール感というのをちょっと見てみますと、本当にこれ、あと2年、令和9年4月の開校ということでしたよね。

〔「10年」と言う人あり〕

○7番（遠藤貴人君） 令和10年の。令和10年4月ということは、あと3年ということだと思

うんですけれども、スケジュール感が、ちょっと、どうなのかなというの、これ、3月以降の一般質問でやらせていただこうかなとは思っているんですけれども、そもそもこれ、間に合うんですかというところもありまして、もっともっと地域の方とか保護者とか、検討委員会をやっていますけれども、そもそも、そういった現場の例えば学校施設を利用する方々に、広く意見をまだまだ聞いていないんじゃないかなというのもありまして、それだけでも、恐らく1年ぐらいかかるのかなという感じがするんです。

我々、議員研修で義務教育学校に行きましたけれども、やっぱりスケジュール感を見ると、結構、やっぱり時間を使って検討されているというところもありましたので、これは、次回以降の議会で通告させていただこうかなと思っていますけれども。

じゃ、その時間がかかるというところは分かるんですが、それはやっぱり、古殿町と協議していきますとか、そういった話合いをしていきますというようなこれは答弁をいただけないと、これ当初予算に、我々、もう本当に賛成することができなくなってしまうので、やっぱり、そうやって前向きな答弁をいただかないと。

もう最初から、給食センターがあるのでできません、耐用年数もあるのでまだ使えますというような、そこでもう、ばさっと言うようなことだと、これ、その先に進んでいかないとしますので、議論が。

だからやっぱり、それは古殿町との協議を進めていきますぐらいの答弁、ちょっといただけないとというところが、まず1つ。

村長のほうに最後にお伺いしますけれども、村長はいつも若者の人口流出に歯止めをかけたいというようなお話をされていますけれども、私も2人の子供を持つ親として、教育ということに関して、もちろん皆さん、子育て終わられた方も当時、そうだったと思うんですけれども、やっぱり必死なんですよね、これ。

だから、やっぱり笑い事じゃないし、これしっかり正面から向き合って、どういった形がこの義務教育学校にとって最適なのかということ、本当に向き合って、これ検討してほしいんです、私。それがやっぱり、ここの鮫川で子育てしている保護者に対する礼儀ですよ。それはやっぱり、必ず必要なことだと私、思いますので、これは全くもう、本当に、笑い事じゃないと私、思うので、そこに真剣に、やっぱり、教育行政のトップとして教育長も、村長も真剣に向き合ってほしいという思いでありますので、その点について、最後、答弁をお願いします。

○議長（前田武久君） 教育長から言うんだね。

教育長、藤田充君。

○教育長（藤田 充君） 古殿町との協議は、してまいる予定です。これは、していきます、当然。

以上です。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 今、笑い事というお話、言われたんですけども、誰も笑い事でやってはいないです。学校づくりは、私も、子供も孫もいますので、しっかりと真剣にやっているつもりでございます。教育長も、もちろんそうだと思います。

今、子育てやっている方、だから私らは何でこういう学校をつくりたいかという、今、私は、よく持論で言うんですけども、これだけ子供たちが減少している中で、そしてその中でも、学校へ行けない子供、そういう子供を、こういう村の環境のいいところで、伸び伸びと勉強させてやりたい、そういう思いで学校づくりをやりましょうということで、始まりました。

そして、今、私は、ゆとり教育って、いろいろ問題にはなっていますけれども、よく報道関係のお話をします。学校って、今まで6、3、3という規格の中で勉強してきました。ただ、今、人生80年、90年、そういう中で、いま少し、そういう規格にはまらない学校があってもいいんじゃないかなという、そういう思いで、こういう学校づくりも、私は考えております。

そして、学校は環境にマッチングした、そういう中で、子供たちに土に触れてもらいたい、山に触れてもらいたい、水に触れてもらいたい、そういう思いで今度の学校づくりを考えているところでありますので、真剣に私も教育長も考えておりますし、笑い事なんていうことでは、一切、やっていませんので、しっかりと学校づくりをやっていきます。

○議長（前田武久君） ほかに質疑はありませんか。

教育長、藤田充君。

○教育長（藤田 充君） 遠藤議員のお尋ねで、一つ私の中にあつたんですが、実は、皆さんご存じのように、この小中一貫教育というのは、令和3年からやっています。令和3年から村内の方々に説明したり、それからいろんな機会でお話をしております。その頃は協議会じゃなくて委員会ということで、やってきております。

そして、私、着任したときに、これ3年、4年、5年目の途中で、全然進んでいないということで、計画を一生懸命作りました。そして、実行するために幼保小中連携協議会、これ

も、かなり突っ込んだ話合いをしてきております。そういう意味で、計画づくりはきちっとしている。

これからやるべきことは、協議計画の中において、連携協議会の皆さんの意見を聞いたり、タウンミーティングをしながら、さらなるよりよい学校にしていくということが、重要だと思っております。

それから、スケジュール感については、私の持論ですが、これは旗を立てないと進まないということです。もしかするとということは考えられますが、旗を立てながら、そこに向かって進んでいく。これが、私の責任だと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（前田武久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号 令和7年度鮫川村一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号 令和7年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号 令和7年度鮫川村介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 令和7年度鮫川村学校給食センター特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 令和7年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号 令和7年度鮫川村簡易水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号 令和7年度鮫川村集落排水事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第28、議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（有限会社 鹿角平観光センター）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（有限会社 鹿角平観光センター）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第29、発議第1号 鮫川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

提出者、6番、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） ただいま発議いたしました鮫川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について趣旨説明を行います。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の改正に伴い、所定の規定整備の改正を行うため、この条例を提出するものです。

よって、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号 鮫川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の審査結果の報告、質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第30、請願についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） 請願審査結果報告いたします。

事件名。請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された請願については、3月10日午前9時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。2024年春闘結果での賃上げ率は、33年ぶりの定昇込み5%台の賃上げを実現した一方で、中小組合の賃上げは定昇込み4%、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷しております。賃上げと適正な価格転嫁・適正取引の裾野が広がらなければ、デフレに後戻りする懸念すらあり、最低賃金近傍で働く者も暮らしは厳しい状況にご

ございます。さらには、雇用形態の多様化は依然として存在しており、低賃金・長時間労働など問題を解消すべく、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引上げと早期発効は重要な政策と判断し、採択することと決定いたしました。

少数意見の留保。なし。

本委員会において、以上のとおり決定しましたので報告いたします。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長の報告とおり採択することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（前田武久君） 日程第31、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長、森隆之君から、鮫川村会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異

議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午後 2時39分）

○議長（前田武久君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時40分）

◎日程の追加

○議長（前田武久君） お諮りします。

発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてが、6番、森隆之議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

また、ただいま村長から議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（西野辺地）から同意第1号 副村長の選任につき同意を求めることについての8議案が提出され、議長において受理しました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第9として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1から追加日程第9とし、議題とすることに決定しました。

◎発議第2号の上程、採決

○議長（前田武久君） 追加日程第1、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略します。

これから発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号～議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 追加日程第2、議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（西野辺地）から追加日程第7、議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（青生野辺地）までの6議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

[村長 宗田雅之君 登壇]

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第31号から議案第36号までの6議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、現行計画が今年度で終了することから、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とする新たな計画を策定しようとするものであります。

初めに、議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（西野辺地）、ご説明を申し上げます。

追加議案書の1ページから3ページをご覧ください。

西野辺地の総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（石井草辺地）、ご説明を申し上げます。

追加議案書の4ページ、5ページをご覧ください。

石井草辺地の総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のため

の財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（遠ヶ竜辺地）、ご説明を申し上げます。

追加議案書の6、7ページをご覧ください。

遠ヶ竜辺地の総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（戸草辺地）、ご説明を申し上げます。

追加議案書の8、9ページをご覧ください。

戸草辺地の総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（渡瀬辺地）、ご説明を申し上げます。

追加議案書の10ページから12ページをご覧ください。

渡瀬辺地の総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（青生野辺地）、ご説明を申し上げます。

追加議案書の13ページから15ページをご覧ください。

青生野辺地の総合整備計画を策定するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、現行計画にあります西山辺地につきましては西野辺地に、中沢辺地につきましては戸草辺地に、鋤木田辺地につきましては渡瀬辺地に、それぞれ再編しております。

計画策定の根拠規定である同法第3条第4項に基づき、あらかじめ福島県知事と協議し、3月3日付で計画に異議なしとの回答を得たところであります。

以上で、議案第31号から議案36号までの6議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（西野辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（石井草辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（遠ヶ竜辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（戸草辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（渡瀬辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（青生野辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（前田武久君） 追加日程第8、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

追加議案書の16ページをお開き願います。

人権擁護委員は、市町村長が議会に意見を聞いて推薦をし、法務大臣が委嘱することとなっております。

今回、人権擁護委員に推薦する方は、大字西山にお住まいの生田目京子氏であります。住所、生年月日は、記載のとおりであります。

生田目氏は、現在、1期目の人権擁護委員としてお務めいただいているところでありますが、人格、識見が高く、広く社会実情に精通し、人権擁護委員として適格者であると考えておりますことから、人権擁護委員法第6条第3項の定めに基づき、再度、人権擁護委員候補者として推薦するものでありますので、議会のご意見を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、任期につきましては、令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間となります。

以上で、諮問第1号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（前田武久君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。
本案は、生田目京子さんが人権擁護委員に適任者であることを議会の意見として答申したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号を諮問どおり答申することに決定いたしました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（前田武久君） 追加日程第9、同意第1号 副村長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、同意第1号 副村長の選任につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

追加議案書の17ページをお開き願います。

本村の副村長として、令和4年4月1日より着任し、3年間お務めをいただきました鈴木

大介氏が、3月31日をもって退任することとなりました。多大なるご尽力に感謝を申し上げる次第であります。

後任としまして、副村長に任命したく同意を求める方は、福島市にお住まいの板垣良夫氏であります。住所、生年月日は、記載のとおりであります。

板垣氏は、大学を卒業後、平成16年に福島県への入庁以来、地方自治の発展に貢献されてきた才能豊かな47歳の方であります。必ずや、本村の発展、振興のためにご尽力いただけるものと確信しております。

皆様方のご同意をいただき、任命させていただきたいと思っておりますので、ご理解の上、ご同意をお願い申し上げ、説明に代えさせていただきます。

○議長（前田武久君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから同意第1号 副村長の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田武久君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第2回鮫川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後 2時58分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和7年3月13日

議 長 前 田 武 久

署 名 議 員 北 條 利 雄

署 名 議 員 緑 川 茂